

Title	明治十三年・三河国明大寺村天主教徒自葬事件
Sub Title	
Author	都倉, 武之(Tokura, Takeyuki)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2001
Jtitle	近代日本研究 Vol.18, (2001. ) ,p.65- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料：三河国明大寺村天主教徒自葬事件判決書
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20010000-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20010000-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治十三年・三河国明大寺村天主教徒自葬事件

都 倉 武 之

### 一 はしがき

幕府時代同様、明治維新後も禁制であった日本におけるキリスト教信仰は、明治六年のキリスト教禁制高札撤去、明治八年の信教自由口達書などで事実上許容されるに至った。それに対して非常な危機感を抱き、激しい「耶蘇教排撃」運動を展開したのは仏教、とりわけ「破邪顕正」「護法護國」を掲げる浄土真宗であり、全国各地で真宗とキリスト教の衝突が発生した。<sup>〔一〕</sup>

仏教とキリスト教の衝突は、葬儀問題を直接の原因とするものが殆どであった。それは、葬儀の執行に関する明治五年太政官第一九二号布告に由来する。

近来自葬取行候者モ有之哉ニ相聞候処向後不相成候条葬儀ハ神官僧侶ノ内へ可相頼候事<sup>〔二〕</sup>

「神官僧侶」に頼む以外の方法での葬儀、すなわち「自葬」が禁じられていたのである。このためキリスト教徒は、その信仰が許容されるようになってからも、自らの信仰とは異なる宗教の葬儀を強いられることとなった。そして、しばしばキリスト教葬が強行され、神道・仏教との間に紛争を生じ、またそれが警察の知るところとなると、刑事事件にもなったのである。自葬の禁が解かれるのは明治十七年十月まで待たなければならなかった。

自葬事件については、全国の刑事事件の事例を分類された小沢三郎氏の研究があり、当時のキリスト教徒は、積極的に合法的葬儀を行なった者から、キリスト教葬を強行した者まで、様々であったことがわかつている。また、葬儀が強行された場合、それが警察に全く問題にされなかったケースから禁錮刑に処せられた者まで、これもまた様々であった。

ところで、明治十三年、愛知県額田郡明大寺村の墓地にハリストス正教会（天主教）<sup>(1)</sup>の信者が、その妻をキリスト教葬で葬り、キリスト教式の墓標を立て、真宗大谷派（東本願寺）<sup>(2)</sup>門徒の地元住民が改葬を迫って訴訟に発展する事件が勃発した。この事件は、福沢諭吉が東本願寺側に協力したことで知られており、「埋葬引払控訴補遺」と題する福沢の草稿断片や、この事件について述べた福沢書簡が数通残されている。明治初期の福沢は、国民の独立心に関わる問題として、キリスト教に強い警戒心を抱き、排撃論を展開していた。明治十四年頃、福沢はキリスト教排撃の論調を特に強め、論戦を展開して世論を大いに喚起しており、この事件は福沢の宗教に対する姿勢を理解する上で重要な意味を持つと考えられる。しかしながら、この事件の裁判経過はおろか、その結末すら不明のままとなっている。事件に関する福沢の資料を横断的に検討された富田正文氏さえも「私はなお心懸けてこの三河事件を当時の新聞などによって追及してみたいと思っているが、それには多くの時間と根気を要す

る作業を経ねばならないので、他日を期するより外はない」と、更なる研究の必要性を告白されている。<sup>(6)</sup>

キリスト教史、仏教史、地方史の観点からも、この事件を扱った研究は見当たらない。唯一、前述小沢三郎氏の研究の中で、この事件に関する当時の雑誌記事が数行引用されているのみである。<sup>(7)</sup>

本稿は、この三河国明大寺村天主教徒自葬事件（以下、明大寺事件）の詳細が全く解明されていない現状に鑑み、当時の宗教関係機関紙や、大審院判決書、あるいは愛知県庁旧蔵の「額田郡明大寺村万徳寺旧境内墓地二係ル取調書」<sup>(8)</sup>などを利用して、事件の刑事・民事双方の訴訟の経過と結果を出来る限り明らかにしようとするものである。さらに、事件に関係する福沢諭吉関係資料を用いて、福沢と事件の関与についても解明し、考察を加えられればと考えている。いまだ不十分な一試論に過ぎないが、大方のご叱正が得られれば幸いである。

## 二 事件の経緯

愛知県岡崎地方は「真宗王国」とも呼ばれ、古くより浄土真宗の勢力が強い地域であった。明治三年、東本願寺の三河教校設置や、明治四年三月の大浜騒動発生などが示すように、真宗の一大拠点だったのである。

その地に天主教が伝道を開始したのは、明治六年、影田隆郎（洗礼名タニエル）によると伝えられている。<sup>(9)</sup>翌年五月の第一回日本正教会公会で全国の伝道戦線が決定された際、岡崎もそこに加えられ布教が本格化した。<sup>(10)</sup>その後順調に信者を獲得し、明治十四年には信者数百二十六人（東京以西では最多）を数えていた。<sup>(11)</sup>明治十二年にはプロテスタントも岡崎での布教を開始しており、岡崎はキリスト教の拠点にもなりつつあった。<sup>(12)</sup>

このような状況下で、真宗とキリスト教の対立が起こるのは時間の問題だったと言えよう。東本願寺の機関

紙「開導新聞」に、事件直前の両教徒の様子が次のように記述されている。

両三年前より、希臘教徒が同地に入込み、仏教を庄せんと頼りに尽力せしが、共同信徒の中に死者あるとき、処々の寺に奔走して墓地を借らんとすれども、何れも其外教の式を以て埋葬するを断はりしゆへ、大に困却し、余義なく仏葬にて葬り至来りし<sup>(12)</sup>

これによれば岡崎の天主教徒は、信者に死者が出た時キリスト教葬をしようとして試みていたが、容認する寺が無かつたため、やむなく仏式の葬儀の執行に甘んじていたようである。

そして、遂にキリスト教式の葬儀を強行する者が現れた。

明治十三年（一八八〇）十一月八日、愛知県額田郡岡崎八幡町に住む、若林軍治の妻たみが急病で死去し、翌九日、軍治は同郡明大寺村にある万徳寺に隣接する墓地に、妻をキリスト教式葬儀で埋葬した。

その経過を、天主教の機関紙「正教新報」は、次のように伝えている。

同会の議友若林ニカノル氏（軍治）の令閨エリサワエタ氏<sup>(三十八)</sup>ハ、昨明治十三年十一月八日急病にて死去せられしに、同氏の旧宗旨ハ臨済宗にて、檀那寺ハ同所康生町慶雲寺にて、墓所ハ明大寺村共有墓地即ち万徳寺境内の墓地也<sup>(13)</sup>祖先より葬むり来りし故、翌九日、若林氏ハ黒川清水の両氏を万徳寺に遣わし、従来の墓地狹隘に付該寺の案内を乞ふて明地を求めしめ、更に人夫を引連れ役僧立会の上にて穴を掘りて帰る。偶司祭針生氏名古屋より来会ありしを以て、兄弟姉妹と偕に埋葬の祈祷を献じ、同日午後二時無滞葬儀を済ましたるに、翌十日万徳寺の役僧が若林氏の宅に來りて、何の式を以て葬りしやと尋ねけるに、同氏ハ天主教略式を以て葬れりと答えしかバ、役僧にハ、然ることならハ当寺に於ても勘考の致方もこれありたりといふて歸たり。<sup>(14)</sup>

これによると、若林家の檀那寺は慶雲寺（臨済宗）であつたが、墓地は先祖代々万徳寺（真宗大谷派）にあつ

た。その墓地が「狭隘」であったため、万徳寺の案内を乞い、新しい墓所を求め、偶々名古屋から岡崎に来ていた針生大三郎司祭によってキリスト教式の葬儀が執り行なわれたとされている。

一方、東本願寺側の「開導新聞」は、若林に対して批判的に次のように報じた。

岡崎を距る数丁にある明大寺村に今は人民共有に属する墓地あり。此墓地は以前同村万徳寺（真宗）の私有地にて、岡崎八幡町に住む天主教の信者なる若林軍治が、先祖以来の墳墓ある所なるを以て、其妻の病死せし時これを該地へ埋葬せんとするに、元来天主教を奉する者なれば、公然之を明大寺村の共有墓地へ葬らはば必らず故障あらんと思惟し万徳寺に來り、妻の死去せしゆへ菩提所慶雲寺（禪寺）にて葬式を受けて埋葬すると詐り、去五月九日午後六時過天主教の式を以て密かに埋葬せり。然るに翌朝村民が共有墓地を過るに、日頃嫌忌する耶穌教云云の墓標あるを見付けて大に驚き、軍治が所業なるを怒り、共有墓地へ断りもなく埋葬せしを咎、早速に之を引払ふべき旨を懸合ひに及びたり。

ここでは、公然と明大寺村の墓地でキリスト教式に埋葬すれば必ず故障があると考えた若林が、慶雲寺で葬儀を行なうと偽り、その夜密かにキリスト教葬を執り行なったと伝えている。

天主教側は、埋葬の方式が不法なキリスト教式であったことを認めつつ、それ以外は正当な手続きによって行なった葬儀であると主張したのに対し、東本願寺側は、埋葬の手続き自体にも嘘偽りがあったと指摘しているのである。

この埋葬は、二つの側面から問題となった。

まず当然のことながら、若林軍治が、亡妻の生前の信仰そして自らの信仰に従い、明治五年太政官第一九二号布告に反してキリスト教葬を行なったことである。当時立てられた墓標は、「長サ三尺余方三寸許ノ木標」で、

正面に「神婢耶利撒伯若林墓標」と書かれ、他の三面には「憐」「主」「矜」と記し、さらに背面少し降りた所に「明治十三年十一月十日」と書かれていた。<sup>(15)</sup>若林夫妻は天主教の洗礼を受け、軍治は「ニコノル」、たみは「エリザウェタ」の洗礼名を持っていたのである。<sup>(16)</sup>もう一つの問題点は、墓地の所有権である。問題の墓地は、江戸時代から万徳寺（もしくは住職）が所有していたが、地租改正の際、寺が地元住民に付与し、地券名義は「明大寺村乙部住民」の共有とされていた。しかし、若林が八幡町の住民であったように、墓地の使用者は「明大寺村乙部住民」に限られていなかった上、名義変更後も事実上万徳寺が墓地を管理していたため、所有や使用に関する権利関係が曖昧になっていたのである。<sup>(17)</sup>これらが、争いの原因となっていく。

十一月十八日、若林軍治は左の書面を岡崎警察署に提出し、自葬したことを自首した。<sup>(18)</sup>

若林軍治妻

たみ

右本月八日病死之処兼て天主教を奉し候ニ付其式を以て同郡明大寺村万徳寺境内へ埋葬御成規ニ違ひ候段奉恐入候依テ相当の御処置奉願候也

明治十三年十一月十八日

若林軍治

愛知県令 国貞 廉平 殿

そして、十九日には警察署へ埋葬手続書を提出した。これを受けて岡崎警察署は、若林軍治を太政官第一九二号布告に反したものととして、名古屋裁判所岡崎支庁に公訴した。

### 三 刑事裁判

(一) 名古屋裁判所岡崎支庁の判決

太政官第一九二号布告に違反する行為は新律綱領(明治三年施行)の、「雑犯律」「違令」条「軽キ者」に当たり、法定刑は懲役三十日、贖罪金二円二十五銭であつた。<sup>(19)</sup> また、併せて「改葬」を命じられるケースも多かつた。<sup>(20)</sup> しかし、この事件では若林が自首しているため、改定律例(明治六年施行)の「名例律」「犯罪自首」条の適用も、併せて問題になる。<sup>(21)</sup>

十二月六日に公訴された若林は、同八日裁判所刑事課に呼び出され、葬儀や自首について審問された。<sup>(22)</sup> 若林の供述書は見当たらないが、大審院の判決書に引用されているところから供述内容の概略は知ることが出来る。それによれば、若林軍治は、自首した理由を「御成規ヲ犯シ擅ニ自葬致シタル段重々不都合」と考えたためとし、改葬については「亡妻「タミ」ニ於テモ曾該宗旨ヲ信仰セシ義ニ付今更改葬ノ儀ハ致シ難」いと述べ、「前非ヲ悔ミ改葬致ストノ所存ニ無之間改葬ノ義ハ飽迄行届キ難」いとも述べた。改葬するつもりで自首したのではないというのである。

十二月十日、名古屋裁判所岡崎支庁は、若林軍治に対して次のような判決を下した。

其方儀明治十三年十一月九日亡妻「タミ」ヲ葬送ノ節神官僧侶ニ依ラスシテ天主教略式ヲ以テ擅ニ自葬シ追テ首出スト雖モ真ニ其非ヲ悔ヒ改葬スルノ意ニ非ラサル旨申供スルヲ以テ首免ヲ与ヘス右科違令輕二問ヒ懲役三十日ノ贖罪金貳円貳拾五銭申付候事<sup>(23)</sup>

判決は、若林が「真ニ其非ヲ悔ヒ改葬スルノ意ニ非ラサル旨」を供述したとして「自首」条の適用を認めず、「違令輕」により「懲役三十日ノ贖罪金貳円貳拾五銭」を申し渡したのである。



初審判決は、公訴した岡崎警察署としては予想外のものであつたらしい。のちに岡崎警察署がこの裁判の概略を愛知県令に報告した「開陳書」には、初審公訴について、次のような記述が見える。

被告ハ明治五年第九十二号公布ニ背キ神官僧侶ニ扨ラス自葬ヲ営ミタルモノナルヲ以テ改葬改葬トハ更ニ葬儀ヲ営ナマシムルニ止ルノ上雜犯律違令条ニ依リ違令輕ニ問ヒ笞三十聽贖スヘキ処自首スルヲ以テ免罪スルノ見込ヲ以テ公訴セリ<sup>24</sup>

岡崎警察署は、若林に改葬（合法的葬儀の執行）をさせた上で、若林自身は自首をもつて一等減となり、免罪になると見込んで公訴したことがわかる。しかし実際は実刑判決が下り、さらに改葬につき何等判断が無かつたため、十二月二十日愛知県九等警部佐藤森久は大審院に上告した。司法省を経由して大審院が上告状を受理したのは、年が明けて明治十四年一月十日のことである。

## (二) 大審院の判決

上告状は見当たらないが、大審院の判決書中で引用されているためその概要は判明する。<sup>25</sup>それを要約すれば次の通りである。

(a) 被告若林軍治が「成規ヲ犯シ擅ニ自葬セシ段重々不都合」と考えたなら「公布ニ背キタル非ヲ悔悟首出セシモノ」というべきであり、「自首」条が適用されるべきである。

(b) 「今更改葬ハ致シ難ク且飽迄改葬ハ不承知」との被告の供述は「無用」の供述であり「到底採用許可シ得可ラサル者」である。被告が何と供述しようとも、「官命シテ」改葬させるべきである。改葬を命じず、キリスト教式の葬儀を行なうという「被告ノ意」を結果的に遂げさせてしまえば、「更ニ公布ノ効力ヲ失シシ可言ノ弊害ヲ醸生ス」ることになってしまう。

すなわち「法律ニ依テ与フ可キ首免ハ与ヘ改ム可キ葬儀ハ改メシム可キ者」であり「被告カ伸供ハ罪ヲ科スルノ情状ニ関涉セサル者ニ非ラスヤ」。つまり、自首した以上は、改葬する意思の有無によらず首免を与え、それとは別に、改葬は「官命シテ」断固させなければならぬと主張したのであった。

大審院判決は、明治十四年二月一日に言い渡された<sup>26</sup>。上告状が指摘した二点、改葬の要否と、首免の認否について判断が示された。

まず、判決冒頭で大審院は、自葬の禁を定めた太政官第一九二号布告の趣旨は「変死病死ノ区別ニ付取締筋ニ関係セシモノ」とした。そして、改葬については、(一)「変死ニ係ル」か(二)「埋葬ノ地処ニ就キ改葬ヲ為サ、ルヘカラサル場合」以外は、自首したか告発されたかを問わず、「改葬シ葬儀ヲ営マシムヘキ者ニ非ス」とする。今回の場合、若林たみは、(一)「病死セシコト判然」としており、かつ(二)「其墓地ハ村内共有墓地ニシテ若林累代ノ墓所」であるので、「再ヒ葬儀ヲ為サシムヘキモノニアラサルナリ」とした。

大審院のいう「改葬」は、検視か埋葬地の移動のために墓地を発掘して再び埋葬し直すことを意味し、改めて合法的な葬儀を行なうこととしての改葬を求めた上告状とは食い違っている。大審院は、太政官第一九二号布告の趣旨が達成されている限り、改葬させることは出来ないと示したのである。

次に首免を認めるかどうかについては、若林軍治は「免罪スヘキモノ」であったのに、「原裁判所ニ於テハ改葬スルノ意ニ非ル旨申供スルヲ以テ首免ヲ与ヘサリシハ不適当ノ裁判ナリトス」として、上告状の主張を認めた。

こうして大審院は、若林の行為に「自首」条の適用を認めず「懲役三十日ノ贖罪金貳円貳拾五銭」と言い渡した名古屋裁判所岡崎支庁の原判決を「平翻」すなわち破棄し、「雑犯律違令条例ニ違フノ軽キ者ニ擬シ懲役三

十日贖ヲ聴スヘキ処自首スルヲ以テ免罪」との判決を言い渡したのである。<sup>(27)</sup>

二月二十六日、この判決は原裁判所である名古屋裁判所岡崎支庁において、次のような文面をもって若林軍治に伝えられた。<sup>(28)</sup>

愛知県下三河国額田郡

岡崎八幡町百三十三番地土族

若林軍治

其方儀明治十三年十二月十日亡妻「たみ」ヲ葬送ノ飾(弔)神官僧侶ニ依ラスシテ自葬スル科ニ依リ違令輕ニ問ヒ懲役三十日ノ贖罪金貳円貳拾五錢申付候処愛知県警部上告ノ末大審院之ヲ平翻シ更ニ雜犯律違令条違令輕ニ擬シ懲役三十日贖ヲ聴スヘキ処自首スルヲ以テ免罪ト判決相成候条其旨可相心得事

名古屋裁判所

岡崎支庁<sup>(29)</sup>

明治十四年二月廿六日

この裁判について、『正教新聞』は、名古屋裁判所岡崎支庁の判決全文を掲載したが、同時進行していた民事裁判がこじれていたためか、この大審院判決については余り詳しく論評していない。『開導新聞』も同様である。地元紙の『愛知新聞』や『愛岐日報』も、刑事裁判について報道は消極的であった。<sup>(30)</sup> 事件は、民事裁判に舞台を移してから一気に注目を集めるが、この時点では一般には余り話題になっていなかったものと思われる。

行政には動きがあった。大審院へ上告状が提出された直後の明治十三年十二月二十七日、愛知県甲第二一〇号布達によって「埋葬火葬規則」が定められた。死者が出た時は衛生委員に死亡届書を出し、埋葬若しくは火葬承認証の発行を受けることが義務付けられた。<sup>(31)</sup> その承認証は司葬者に提出され、葬儀後は、最終的に県庁で集計

される仕組みとなつたため、少なくとも何らかの合法的葬儀を行なう義務が生じた。これにより、以後この事件と同様の問題は生じえなくなつたのである。規則制定はこの事件の余波と考へてよいであろう。

#### 四 民事裁判

若林が警察署に自首したのは明治十三年十一月十八日のことであつたが、翌十九日夜から、明大寺村乙部住民による墓の引き払い要求が始まつた。これをきつかけとして、民事裁判が起ることとなる。<sup>(32)</sup>

十九日……午後七時頃、明大寺村惣代石原与八等五名若林氏の宅に來り、村内限りの墓地へ無断に埋葬を許し難し、よつて改葬せよと強迫せしが、若林氏ハ、如何なる掛合に及ばるゝとも既に埋葬の事に付自首したる以上ハ、私に手を付けて改葬などハ、決して致し難き由を答えらる。<sup>(33)</sup>

若林が掛け合いには応じないという態度を明確にしたため、住民はまず、勸解に訴へてこの問題を解決しようとして試みた。勸解とは、民事訴訟法施行（明治二十四年）まで存在した和解制度のことである。<sup>(34)</sup>

勸解での対審は、おおよそ次のような経過をたどつた。十一月二十五日、若林が勸解廷に呼び出され、「共有墓地へ埋葬せし次第」を尋問された。葬儀を「恣になした」という原告の訴えに対し、若林は代々の墓には埋葬の余地が無かつたため、万徳寺の案内を受けて墓地内に新地を求めたと述べたが、万徳寺は「案内せぬ」と供述していたため、若林は万徳寺住職の呼び出しを要求した。翌日、万徳寺代僧が出廷する中、勸解廷より「万徳寺の案内ハ間違ならむ。間違を以て被告におゐて証と為すハ無理なれば、万徳寺へ趣き評議の上村方へ示談せよ」と説諭があつた。

翌二十七日、若林は、代人を再三万徳寺に遣して示談しようとしたが、村方惣代らがますます改葬を「強迫」するので、示談は整わなかった。

住民らが若林に改葬を迫る根拠となっていたのは、前述した「明大寺乙部住民」名義の墓地の地券証であった。岡崎八幡町に住む若林は、地券名義上墓地の所有権を有していなかったが、江戸時代以来の墓はここにあるという矛盾を生じていたのである。そのため十二月二日、若林は、額田郡役所へ墓地の所有権を確認する伺書を差し出した。

私家累代明大寺村万徳寺境内墓地<sup>イ</sup>へ埋葬致し来り既に明治十一年七月母死去候節も右墓地へ埋葬致候然るに今般私妻死去候二付右手続を以て同所へ埋葬仕候処其後に至り右墓地の儀ハ御改正之際村方限り御附与相成候由にて共有惣代者彼是苦情申来候得共私心得にハ従前右墓地へ埋葬致来候上ハ共有之一分と被存候得共如何相心得宜哉至急御指令奉願候也

額田郡長 竹 本 矩 慰 殿

若 林 軍 治

指令

書面伺之趣共有者之一部分たるハ論議を俟たず候得共衛生上健康を害するの患も有之儀二付篤と注意し場所等地元村方協議の上執行可致候事

若林家は、代々この墓地に埋葬してきたので、自分もこの墓地の「共有之一分」、すなわち所有権の一部を有しており、地租改正の際、乙部住民限定で所有権を付与したのは誤りであると主張したのである。これに対し県は「書面伺之趣共有者之一部分たるハ論議を俟たず」と、若林が「共有之一分」であると認める回答をした。若林

には墓地を正当に使用する権利があるとお墨付きを、郡が与えたこととなったのである。

同月六日の勸解廷で、なおも「僧侶をして読経せしめん」と主張する原告に、若林の代言人として出廷していた天主教徒の青山嘉四郎（洗礼名ステファン）が、郡からの右回答書を提示、勸解廷は原告に願い下げようとした。それでもなお、十三日の勸解廷で、原告は引き払いを「強迫」したため、被告は反論書を提出。結局勸解は不調に終わり、同月二十日、原告は訴訟状を提出し、裁判に持ち込んだ。

一方、原告と万徳寺の檀家・墓地借用者間では次のような「墓地委託書」も交わされていた。<sup>36</sup>

額田郡明大寺邨万徳寺元境内ニアル墓地へ拙者共ニ於テモ埋葬致シアリシ処公布ニ違背シタル埋葬及ヒ衛生上ニ関スル等ハ論ヲ疾ザル様ニ有之候依テ該墓地へ異様埋葬アルトキハ地元惣代ニテ御取計ヒ向渾テ御依頼ニ及置キ候也 但シ該件有ト雖モ入費ハ不差出候事

明治十三年辰十二月四日五日檀家并墓地借用ノ戸主二百余名調印

原告は、「異様埋葬」があつた場合、全てを地元惣代（原告）に任せるといふ合意を、万徳寺檀家と墓地借用者から取り付けたのである。

## （二）名古屋裁判所岡崎支庁の判決

明治十三年十二月二十日、原告の訴訟状提出により、名古屋裁判所岡崎支庁において民事裁判が開廷した。原告の「訴訟ノ趣意」は「原告所有ノ権ヲ損害シ現ニ利吉女子ノ墓ヲ<sup>（案）</sup>撰キ原告ニ妨害ヲ加ヘタルニ由リ埋葬引私ヲ望ム」こととされている。<sup>37</sup>若林がキリスト教式の葬儀を行なつたという、そもその事件の発端には全く触れていない点が興味深い。それが原告の戦術だったのである。原告は乙部共有惣代山本文蔵ほか五十六名で、

石川猪太郎を代言人に立て、被告若林軍治は青山嘉四郎を引き続き代言人とした。

対審は十二月二十八日から一月十一日の間に五回行なわれた。その詳細は明らかでないが、「正教新報」は、その間の事情を次のように伝えている。<sup>(38)</sup>

廿八日、青山氏裁判所へ出て答書を差出す。同日、原告立会にて、当時病気なる黒川深治（若林の代人として万徳寺に起き墓地を求めた人物―都會註）の口供書を病院室内に取る。明治十四年一月七日、裁判所において原被告両造の順序を審問あり。同八日、清水清七（黒川と共に墓地を求めし人）、並穴堀人足伊藤驚蔵、並住職本多了順を呼出されんことを願ふ。蓋し原告詐りて墓地に寸尺の余地なく、又鈴木利吉の墓を発掘すと云ふを以てなり。同十日、右関係人の尋問あり。同十一日、上申書を呈す。

判決書によれば、対審で争われたのは次の二点であつた。<sup>(39)</sup>

1 若林が「無断」に埋葬をなしたか否か。

無断に埋葬したと主張する原告に対し、被告は「原告力共有墓地ト称スル万徳寺境内墓所へ累代埋葬致シ来リタル故古来ノ慣行ニ依リ万徳寺ニ報シ全寺ノ指揮ヲ受ケ埋葬シタル儀ニシテ決シテ無断ニ埋葬シタルニ非ス」と、真つ向から反論した。被告は累代同墓地に埋葬してきたこと、古来の慣行に従ひ万徳寺にのみ知らせて埋葬したことを強調して、「無断」に埋葬していないと主張したのである。しかも墓地について「原告力共有墓地ト称スル万徳寺境内墓所」と述べており、墓地が原告の共有であることを認めていない。

2 鈴木利吉女子の墓碑を毀損したか否か。

これは勸解では主張されなかつた問題で、若林たみが埋葬された際、鈴木利吉の女兒の墓が壊された、という訴えである。これについて被告は「他人ノ墓地ヲ発掘シタルコトナシ」と否定した。

一月十二日、名古屋裁判所岡崎支庁において判決が言い渡された。その中で、右二点については、次のように認定した。<sup>(40)</sup>

無断ニ埋葬シ及ヒ鈴木利吉女子ノ墓地ヲ発掘シタルトノ原告ノ陳述ハ証明スヘキ証左アルナク……抑被告ガ天主教ヲ信仰シ為メニ神官僧侶ニ頼ラス自葬シタルヲ以テ其所為ヲ嫌悪シ埋葬ノ引払ヲ求ムルノ原因ニ外ナラスシテ被告ガ埋葬シタルハ万徳寺ニ告ケ同寺ノ指揮ヲ受ケ為シタルモノト認ム

つまり、1に対して、被告は万徳寺の指揮を受けて埋葬したと認定し、2については、鈴木利吉の墓を壊したという証拠は認められないとし、さらに原告の墓地引き払い要求は天主教への嫌悪に由来するもので、不条理であるとした。「訴訟ノ趣意」でわかるように、法廷戦術上わざと排除したと思われるキリスト教への「嫌悪」について、逆に裁判所が持ち出してくることとなったのである。その結果、「原告ニ於テ被告ニ対シ埋葬引払ヲ求ムルノ理由無之候事」と判決が下され、原告の全面敗訴となった。

この「大敗北」を、「開導新聞」は次のように報じた。<sup>(41)</sup>

審理中は両徒互に讐敵の如く此詞訟の勝負を以て教法の盛衰を卜すべしなどいひ触すうち、軍治の方が勝公事となりしかば、外教徒は大に誇り、仏教は大敗北をなしたり。斯かる腰拔の宗教を信する者は到底幸福を得る能はず、宜しく我教に帰依すべしと云触すを聞き、左なきだに裁判不服の廉ある所なれば、村民は大に煽動し若も此儘に捨置は外教徒は益す跋扈を極め、我教法上に大關係を起すべしとて、遂に控訴することに決せしかば、有志の人々も仏教の爲なりと巨額の金を醸て其費用を助け、軍治が方でも負けまじと信徒に議りて十分に抗論すべしと誓約し、或る宣教師はこれ聞き金八百円を出して其費用を助け、また万事を依頼せし青山嘉四郎は該教の僧位にあるものにして、初審の勝利以来其教師より俸給を受けることになり、此度の控訴に打勝てば其僧位をも進め俸給をも増すべき約ありと聞き



ぬ

事件は、まさに東本願寺と天主教、両宗派の「教法の盛衰を卜す」る、大騒動に発展しようとしていたのである。

## (二) 東京上等裁判所の判決

名古屋裁判所岡崎支庁の判決を不服として、原告が東京上等裁判所へ控訴したのは明治十四年三月であった。「控訴趣意」は次の通りである。

該墓ハ従前万徳寺私有地ニシテ全寺ヨリ貢租ヲ収メ明治六年地券発行ノ際地券ヲ拝受シ埋葬及ヒ墓地区画等全寺ノ支配ニ係リ明治十一年墓地ノ制度改革ニ由リ明大寺村ハ共有墓地ノ券状ヲ拝受シ爾來共有総代ニテ該寺ノ事務ヲ繼承シ該ニ係ル丈量入費等ハ共有者五十六名一全分賦スルヲ以テ他町村民ハ従前万徳寺ヨリ借受セシ旧墓地ノ外ハ新ニ埋葬セントスルハ必ス共有総代ノ承諾ヲ得他人ノ墓碑等ヲ除却セサル様取締リ来リ然ルニ被告ノ如キハ大ニ原告ニ妨害ヲ与ヘタルモノナレバ本訴引払ヲ求メタリサレトモ該墓地外ヘ引払フ可シト云フニアラズ該死屍ヲシテ被告ノ旧碑下ヘ改葬スルカ或ハ共有者ト協議ノ上更ニ該墓地中ノ空地ヲ撰ミ改葬ス可シトノ精神ナルニ初審庁ハ其成蹟ヲ正サス判官ノ思想ヲ以テ判決アリシヲ不腹トス<sup>(42)</sup>

これによれば裁判の趣意は、初審裁判同様、乙部住民の墓地所有権を根拠として若林の墓の引き払いを求めたものであった。原告は、墓地に関する事務は全て万徳寺から継承しているとして、若林が共有惣代に承諾を得ずに新地に埋葬したことを突こうとしたのである。末尾には、「判官ノ思想ヲ以テ判決アリシヲ不腹トス」とあるが、これはキリスト教への嫌悪について、前述の通り裁判中表立って表明していなかったにも拘わらず、判決

がそれに言及した点を指摘したものとと思われる。そこに原告は、裁判官の天主教寄りの「思想」を嗅ぎ取ったのだ。少し後になるが、初審裁判に触れた福沢諭吉の書簡には「岡崎裁判所並に病院杯も、今度出京人の言を聞けば殆ど天主教の空气中に在るものの如し」とあり、このことを裏付けている。<sup>(43)</sup> また、若林に求める引き払いの内容はかなり譲歩して、若林家旧墓碑下への改葬または墓地内空地への改葬とされている。

ところで、原告は東京の初山頼三郎を新たに代言人としたが、大きな障害になっていたのは、若林が「共有者之一部分たるハ論を俟たず」とした先述の額田郡役所の指令であった。原告はこれが取り消されるよう働きかけていたが、成就しないままの控訴であった。初山は三月二十四日付で額田郡長に「□治者ニ対シ起訴スルカ如キハ好マサル事」であるが、四月四日までには右指令を取り消さなければ「閣下工対シ該指令取消之義ヲ東京上等裁判所工出訴セント議定」したと書簡を送り、<sup>(44)</sup> 四月一日にこれを取り消させることに成功した。<sup>(45)</sup>

懸案を取り除いた原告は、次々と争点を拡大し、議論は細分化し複雑化した。東京上等裁判所で争われたのはおおよそ次の六点であった。

・所有権に関する問題

(ア) 若林は墓地「共有之一分」か。

(イ) 新地への埋葬に乙部共有惣代の許可は必要か。

・埋葬方法に関する問題

(ウ) 鈴木・平田・緒方の墓を壊したか。

(エ) 通路にかかつて埋葬された棺は改葬を要するか。

・新地の要否に関する問題

(オ) 若林家の墓地は他にもあるのではないか。

(カ) 墓地内の他の若林家墓碑下に埋葬の余裕があるのではないか。

以下、各争点に対する原告の主張、被告の主張、そして愛知県が岡崎警察署に作成させた「探偵書」の記録を比較して検討する。

(ア) 若林は墓地「共有之一分」か。

原告の主張は、被告は「共有之一分」ではなく埋葬は共有者への妨害である、というものであった。それに対して、被告は、先祖代々この墓地に埋葬してきたので「該墓地の共有者たること明確にして疑を容るべき余地なきなり」と主張した。<sup>(46)</sup>この問題は、法廷外に派生し、拡大するが、それについては後述する。

(イ) 新地への埋葬に乙部共有惣代の許可は必要か。

原告は、被告が法廷で「共有者ノ許諾ヲ得テ後埋葬ス可キノ公布アルヲ聞ス」と共有惣代に許諾を求めていないことを述べており、自ら無断埋葬を認めていると主張。また埋葬の際、万徳寺が案内したのは被告の旧墓碑までであり、また仮に万徳寺が新地を指示していたとしても「万徳寺ハ該共有者外ナレハ其効ナキ」と主張した。<sup>(47)</sup>被告は、初審の原告の供述に「旧来慣行に因り死者の遺属より寺に申込事故是迄も総て寺より共有者に通知のある次第に有之候」とあり「該墓地は万徳寺の支配に係ること明か」で万徳寺に「指揮するの権あること知べき」と応じた。さらに指揮の証拠として万徳寺が被告の差し出した金員を受け取ったことを挙げた。<sup>(48)</sup>

「探偵書」は、被告の言葉を裏付けている。「他寺檀方ノ者ト雖トモ該地ニ埋葬セントスル者ハ満徳寺ニ請求シテ之ヲ借受クルヲ通例トス」とあり、さらに若林軍治が亡妻埋葬の前日「新規ニ墓地ヲ借受ケ度旨請求

アル処恰好ナル場所無之止ムヲ得ス無縁者ノ古墳アル所ヲ貸与へ置いたとある。しかしこの埋葬許可には、当然のことながらキリスト教式葬儀を行なうことまでは含まれていなかった。「埋葬ノ当日ハ住職ヲ始メ該徒弟モ不在」で「通常ノ式ニ異ナルコト」は帰宅後、寺にいた住職夫人によって初めて聞かされたといひ、万徳寺は「西教ノ葬儀ヲ以テ埋棺スルコトハ之ヲ許諾セサルモ埋葬地ヲ貸与シタルハ承諾シタル者ト知ラレタリ」としている<sup>49</sup>。

(ウ) 鈴木・平田・緒方の墓を壊したか。

初審裁判で鈴木利吉女子の墓を壊したかどうかとして争った問題に、さらに平田与兵衛、緒方惟寅の墓も毀損した、という訴えが加わったのがこの問題である。これらの墓を発掘しなければ、長さ五尺横幅二尺の棺は納まらないと主張する原告に対して、被告は「無根の誣言」であると反論した。

「探偵書」は、(イ)で引いた通り万徳寺は若林にやむを得ず「無縁者ノ古墳アル所」を貸し与えたので「墓所発掘シタルハ相違ナカル可シ」という。原告はこの「古墳」を、鈴木利吉女子の墓と主張したのだが、その「古墳」は名前も刻まれていない「生石」(自然石)が置かれただけの「廉末ナル墓碑」で、管理がなされた様子も無く「無縁者カ若シクハ極貧困者」のものであるう、と推定している。そのような墓碑はこの墓地で「極メテ稀」であり、断定は出来ないが周辺調査から「該村ニテ中等ノ者」といえる鈴木利吉の女子のものとは「一概ニ信ヲ置キ難シ」としている。

また、墓地は「立錐ノ余地ナキカ如シ」という状態で「大人ハ勿論小児ノ死屍ト雖トモ多少隣接スル墓所ヲ穿タサレハ埋葬スル能ハサル」状態なので、埋葬の際露出した隣接の「棺槨ヲ埋メ」戻したり「取除ケタル墓石等ヲ旧ノ如ク据へ置ク」といったことは「相互ノ義務トシテ敢テ苦情ヲ喝ラス者ナシ」としており、

隣接する平田の墓は確かに「西南方凡ソ寸程傾斜」しているが、平田自身が苦情を申し立てていないのはそのためだろうとしている。緒方の墓については言及していない。<sup>(50)</sup>

(エ) 通路にかかつて埋葬された棺は改葬を要するか。

原告は、棺が通路にかかつて埋葬されたことを強調。通路を塞いでいれば改葬させ得るのは当然で、被告は五尺の深さに埋めたというが「埋葬の深淺を以て屍の上<sup>マ</sup>えを通行し得ると得ざるとを論すべき理由なし」と主張した。これに対し被告は、「行人に踏まる、か如き埋葬をなしたるに非ず」、しかも被告亡妻の身長は「至て短小」であるし「寢棺なれば通路に係るの例少しとせず」と、通行の妨害になるような埋葬はしておらず、通路にかかること自体はこの墓地で珍しくないと主張。「然れども原告強て地下と云へども妨害なりと云はゞ実地御検査の上実否御判定あらんことを願ふ」と反論した。<sup>(51)</sup>

「探偵書」によれば、(ウ) に引いたように「大人ハ勿論小兒ノ死屍ト雖トモ多少隣接スル墓所ヲ穿タサレハ埋葬スル能ハサル」という状態であったから、もとより「通路ノ強半ニ係ル」ことなど、問題になる状態ではなかったようである。

(オ) 若林家の墓地は他にもあるのではないか。

原告は、若林家の過去帳に見える祖先十七名中、万徳寺に葬られているのは七名のみであり「祖先以来死亡者を代々」埋葬していたとは言えないと主張。対して被告は、埋葬されているのは十名であり、それ以前は石州浜田に葬られており、若林家の墓は現在ではここにしかないと主張した。<sup>(52)</sup>

「探偵書」は、若林家は藩主本多家に従って石州浜田より移転してきて以来「二百式拾有余年」の間、万徳寺墓地のみに埋葬してきたとしている。

(カ) 墓地内の他の若林家墓碑下に埋葬の余裕があるのではないか。

原告は、若林が「分家半大夫の墓」と称する墓は被告の祖先であり、近傍に余地があり、亡妻を埋葬できず、新地を求める必要が無かったと主張した。対して被告は、確かに分家半大夫とは遡れば祖先は一緒だが、既に墓について「左右すべき」間柄ではないと述べた。

右の如く法廷論争は微に入り細に渡ったが、判決は「遅引」し、最終的には明治十四年末までずれ込むこととなった。その原因は、所有権問題の拡大であった。発端は若林軍治が愛知県令宛に提出した伺書である。左はその伺書の全文である。

伺書

私家累代之墓地は額田郡明大寺村万徳寺元境内ニ有之候処去明治九年地租御改正之際境内区画相有右墓地之儀は境外ト相成候得トモ矢張累代埋葬仕来タル者共之共有地ニテ私儀モ其一部分ト相心得(当岡崎市街始ト三十ヶ町有之墓地ヲ町内ニ有スル者ハ三分一ニ過キス故三分二ノ人民ハ他町村ニ有之累代之墓地へ埋葬スル儀ハ私同様旧来之慣行ニ御座候)既ニ明治十一年七月私母死去同前墓地へ埋葬致シ又明治十三年私妻死去之節も同様同前埋葬致シタル事ニ候処該村惣代より右墓地は御改正之際村方限御附与相成タル由申来候処私之心得ハ前条之通御改正後モ埋葬致シ候事ニ付共有之一部分ト相心得候然レトモ明治九年御改正之際右墓地は旧来共葬仕来シ者アルニモ不拘其地元村限ニ対シ御附与相成候御趣意ニ有之候哉又は旧来之共葬者へ対シ御附与相成候儀哉此段奉伺候間至急御指令奉願候也

額田郡岡崎八幡町百十八番邸

士族

明治十四年四月廿六日

若林軍治 ④

愛知県令 国 貞 廉 平 殿

前書之趣伺出候ニ付奥印仕候也

八幡町戸長

明治十四年四月廿六日

大久保 一 郎 ④

右伺書の中で若林は、愛知県によつて授与された地券証は、乙部共有惣代が言うように「地元村限ニ対シ御附与」になつたのか、「旧來之共葬者へ対シ御附与」になつたのか、と県に問い合わせた。旧來この墓地を使用してきた自分も共有者であるはずだというのが若林の主張である。以前、額田郡役所に同様の伺書を提出して、若林も「共有之一分」であると認定されながら、原告の上申により取り消されてしまつた経緯があつたのは前述の通りだが、今度は実際に地券を發行した県に伺書を提出したのである。これに應じて県は、墓地の所有權と權利關係の調査を行ない、その結果、この墓地をめぐる問題を把握するに至る。明らかとなつた問題点を、県は次のように指摘している。<sup>(56)</sup>

額田郡明大寺村乙部共有墓地之儀ニ付真宗万徳寺住職及村方壇方等ノ申立ハ該墓地ハ之人民所有ノ地ヲ往古同寺住職私金ヲ以テ買求メタル地所ニシテ人民埋葬ノ弁ヲ得セシメンガ為メ墓地ニ貸与セシモノニ有之貢租諸入費之儀モ從來住職ヨリ弁納致シ来リ全ク住職ノ私有地タルヲ以テ明治九年地租改正ノ際乙部共有ニ讓受ケ候旨ニ付右住職ノ私有地タル証左ノ有無等取調候処前頭人民ヨリ買受ケタル節ノ売渡証文等勿ル可ラサル儀ニ候得共該寺ハ菅生川ニ接シ往年出水ノ為メ書類等流出シタル儀有之候ニ付其際流出致シタル儀ニモ可有之乎方今確証ニ供スヘキ書類無之旨申出候ニ付段々村方古帳簿等搜查候処天明四申年田畑名寄帳ニ屋敷四畝廿歩伝兵衛トアツテ掛紙ニテ万徳寺（地券發行ノ際掛紙セシ由）同三畝拾壹歩万徳寺トアリ此地即チ墓地ニ相当リ候旨申出然ル時ハ万徳寺ノ名義ナルヲ以テ同寺ノ所有地

ト見做サ、ルヲ得サル旨ヲ以テ其事由ヲ尋問スルニ其時分ニ於テハ住職ニ対スルモノハ総テ寺号ヲ以テスル習慣ニシテ寺号即チ住職ノ一名ト心得居候ヨリ寺号ヲ掲ケタル儀ニ有之旨申立旧来ノ習慣ニ拠ル時ハ就中真宗ノ如キハ寺ト住職トノ所有ノ區別ハ判然致シ難ク寺ノモノハ即チ住職ノモノト心得居候哉ニ相見ヘ候得共明治六年地券発行ノ際地券申受帳ニモ万徳寺ノ名義ニテ書上同八年該寺什物書上帳ニモ記載有之是ハ全ク錯誤ニ出テタル旨申立ルト雖トモ住職ノ私有地タル証左無之上ハ錯誤トハ見做シ難ク尤地租改正量地心得書（五年本県第五十三号）第五章第一条ニ従来官民有地ヲ論セス数村或ハ一村共有ノ墓地ハ云々ト有之官有地ニ人民共有ノ墓地アルヘキ筈ナキヲ以テ右共有トアルハ共葬ノ趣意ナラン果シテ然ラハ住職ノ私有地タリトモ一区画ヲ為シタル墓地ナルニツキ共葬ノ共有ニ訂正セサルヲ得サルモノ、如ク何分什物帳等ニ記載アル上ハ乙部共有ノ名義ニテハ不都合ニ付訂正方ヲ相談シ候（以下略）

問題は二点であつた。

(一) 住職の私有地として乙部住民に譲与された墓地は、住職の私有地ではなく「万徳寺」の所有地であつた可能性がある。古記録において土地名義は全て「万徳寺」になつてゐるが、真宗には当時「住職ニ対スルモノハ総テ寺号ヲ以テスル習慣」があつた。しかし明治六年及び明治八年の記録にも土地の名義は「万徳寺」と書かれており、これは到底「錯誤トハ見做シ難ク」、住職の私有地であつたことを示す証拠も何一つ存在しない。寺の所有であつたなら、墓地の土地は「寺地」として地租改正に伴う土地の扱いが異なり、これを「私有地」とした場合、税が過小に評価されることになつたようである。<sup>(47)</sup>

(二) 他町村の者も埋葬しているのに、土地名義が「乙部共有」となつてゐるのは不都合である。愛知県では県布達により、「数村或ハ一村共有ノ墓地」があつた場合は、それが「一区画ヲ為シタル墓地」であれば「共葬ノ共有」に帰すると定められていたため、乙部住民ではない墓地使用者にとって、地券が「乙部共有」の名義



では「不都合」であり何らかの訂正をしなければならぬ。

これは原告にとつて、裁判を根底から覆しかねない深刻な事態であつた。宗教問題を持ち出さない代わりに、若林の墓を引き払わせる最大の論拠にしていた所有権の主張が、もろくも崩れようとしていたのである。

愛知県では「乙部ノ共有地ト致候義ハ甚不都合ニ相見」と考え、<sup>(58)</sup>明大寺村惣代と万徳寺住職に出頭を命じ、地券を訂正するために取り調べを行なおうとした。「従来痲症ニテ尿閉発作」として住職は代人を立て、<sup>(59)</sup>住職代人と惣代は、県に出頭し、取り調べの土地券の提出を求められた。しかし、「主勢ノ官吏ニ於テ公認セラレシ上ハ毫毛取調（地租を定めた際に行なわれた取り調べ）都倉註）ニ不都合アルコト聊毛無御坐候故ニ改正地引帳等ヲ訂正ノ御説明アルト雖モ不服ニシテ承服スルコト不能」として住職代人と共有惣代はそれを拒否した。一方、県は若林の伺書に対して「取調中」と回答し、<sup>(60)</sup>さらに東京上等級裁判所からも同様の伺いがあつたが、<sup>(62)</sup>こちらも「調査中」として回答を先延ばしにした。<sup>(63)</sup>これが五月末のことである。

その後、県は三度に渡つて取り調べを行なおうとするが、万徳寺住職本田了順は病気を理由に代人を出頭させ続け、共有惣代は上申書を提出して地券の提出はあくまで拒否し、裁判は県からこの件の回答が出ないため、停滞することとなつたのである。

十月に至り、県は額田郡長に「共有地券一ト先還納」させるよう命じ、<sup>(64)</sup>万徳寺住職から乙部共有への墓地の譲渡は「解約シ墓有者一般ノ共有ニ訂正」するべきだと明言するに至るが、万徳寺住職は再び病気を理由に猶予を願い出て出頭に<sup>(65)</sup>応じず、共有惣代と住職の連名で更なる証拠と上申書を提出して、現状維持を求めた。県は岡崎警察署に「開陳書」「探偵書」を作成させ、自葬事件の刑事裁判記録や万徳寺墓地の従来<sup>(66)</sup>の慣習について独自に調べた。これら十月以降の上申及び調査が状況を大きく変えたと見え、十月二十四日には富田判事宛に一

転して次のような回答がなされた。

……乙部ニ限ラス岡崎近傍之分ハ大方右同様之券状〔墓有者ではなく地元住民共有名義の地券―都倉註〕下附相成居埋葬等之義ハ共有外ノ者ト雖トモ從前ノ慣行ニ依リ無故障埋葬為致候義ニ付尚調査之上他ニ差支無之ニ於テハ強テ訂正ヲ要セス是迄之通乙部共有墓地ノ名義ニ据置可然見込ニ候<sup>(67)</sup>

近辺の多くの墓地で、地元住民の共有名義地券が発行されており、それらの墓地では、共有者でない者も慣行により故障なく埋葬しているので、地券の訂正は必要無しという県の判断であった。

富田判事はさらに十一月十日付をもつて愛知県に対し「共有者外ノ者ト雖トモ無故障埋葬シ得ルノ権アリト御認被成候後御許可有之候事ニ候哉」と、共有者でない者も埋葬してよいと県が認めた上で地券を発行したのかどうかを重ねて照会、県は「埋葬ノ権ヲ有スルヤ否ノ分界ハ当庁ニ於テ認メタルモノニ無之候」と回答した<sup>(68)</sup>。結局県は、問題の墓地地券についてとりあえず「乙部共有墓地」という名義に「据置」としただけで、不都合が無いかの調査は継続することとし、明大寺事件が東京上等裁判所で係争中にはこの件について最終的な結論を出さなかつた。

さて、法廷での論争の一方で、「宗教戦争」としての法廷外の争いも最高潮に達する。特に東本願寺側は「開導新聞」上に、天主教への対抗意識まるだしの記事を盛んに載せた。「抑此詞訟の如きは表面より見るときは尋常地所の争論に似たりと雖とも其情実を察すれば大に吾教法に關係するものなり」とあるように、東本願寺側は教法を守るために、総力戦の構えであった。そのため諸方面に協力を要請し、その中の一人が福沢諭吉であったと考えられる。福沢と裁判の関わりについては、後述する。新聞報道には「此ほど東京上等裁判所へ上告せしとて世上に喋々する」とか「予てより噂ある」といった言葉が散見され、この裁判が世間にも広く知られるも

のとなっていたことがわかる。

岡崎の真宗門徒たちは、裁判が始まって以降、キリスト教徒から墓を守るべく団結し、「此度の詞訟起りし以來、已に外教信徒中に三四人の死者あれども、吾宗徒は墓地に張番を附て、彼等が埋葬を拒むなど非常の憤激」<sup>(75)</sup>であった。実際天主教側も「各寺院私ニ相約シ人民ニ死者アレハ仏葬式ニ依ル否ヲ訊問シ或ハ火葬ニ非サレハ墓地ニ葬ラセサル等圧迫近來尤甚」<sup>(74)</sup>と記録している。

仏教各宗派は、この一大事に宗派を超えて寄付を願ひ出ている。東本願寺も、「我国の風教人情に大關係を有することは、諸大家の考へもあり、諸新紙にも弁論する所なれば、分けて我が仏教社会の者は、徒に対岸の火事視すべきことに非れば、分に応じ力に叶ふたる補助ハいたしたきもの」<sup>(75)</sup>として、積極的に裁判費用を集めたようである。また、僧侶たちは、若林のような者は「共有者へ妨害を与えたるのミならず、日本政府の公認せざる外教の葬式を行ひ其墓標を樹るなど、如何にも国民の本分に背く者なれば、これを其儘にすてをくときハ此上また如何なる跋扈を為すやも計られず、大に風教人情に關係を引起すべけれハ、速かに墓標を取除き改葬致す様御処分を願ひ上る」という内容の請願書を、陸統と県庁に出願したという。<sup>(76)</sup>

東本願寺は、この年「真利宝会」と称する銀行様の組織を發足させたが、それに対して愛知県令貞廉平はいち早く「祝文」を寄せ、額田郡長や警察官裁判官も、演説会や式典に參列していることなどから見て、郡・県の中核も、真宗側と親しい關係にあつたと見てよいであろう。<sup>(77)</sup>

一方で、天主教側も、力を入れて裁判に取り組んでいたと推定されるが、それを示す記録は余り多くない。<sup>(78)</sup>七月十二日から一週間にわたつて開催された「日本正教会会公会」の議事録には、「埋葬事件二関シタル建議案モアリシガ討議ノ末廢案トナリ」というそれらしい記述があり、他に「岡崎進堂会」の景況として「若林ノ埋葬地

ノ訴訟起ル未タ落着セス」という記述があるのみである。<sup>(79)</sup>『郵便報知新聞』はこの事件について「宣教師ニコライ氏が頻りに肩を入れて居るよし」と書いたが、何故か翌日「誤聞」であったとしてニコライについての記述を取り消している。<sup>(80)</sup> 福沢諭吉も「露国教師ニコライニ於てハ非常之周旋、是非共此一事ニ付ては勝を制するとして手配致候出」と書いているが、その真偽は不明である。<sup>(81)</sup>

東京上等裁判所の判決は明治十四年十二月二十七日に下された。<sup>(82)</sup> 判決が取り上げたのは次の三つの争点であった。

第一本訴原告が明大寺村共有墓地ト申立ル地所ハ被告ニ於テ埋葬スルノ権有リヤ否ノ事

第二被告ハ鈴木利吉女子ノ墓及ヒ平田緒方ノ両墓ヲ発掘シタリトノ事

第三被告ハ亡妻ノ屍ヲ通路ノ強半ニ掛ケ埋葬セシ上ハ原告ノ請求ニ対シ改葬スヘキ義務有リヤ否ノ事

第一は、法廷で取り上げられた六つの争点のうち（ア）の争点に対応する。裁判所は、愛知県が、「乙部共有墓地ノ地券ヲ授与セシ際被告カ埋葬スルノ権ヲ有スルヤ否ヤノ分界ハ愛知県庁ニ於テ認メタル者ニ無之」と回答したことを引いて、原告が墓地の地券を持っていても、被告が「従来ノ慣行ニ因リ該地ヲ使用スルノ権」を根拠にその地に埋葬したものを引き払わせる権利は無いとして、原告の主張を退けた。被告に「該地ヲ使用スルノ権」を認定すると共に、新地を求めることも許容されると判断していると考えられ、被告には新地を求める必要が無かったことを示す争点（オ）（カ）には、一切触れなかった。また、「従来ノ慣行ニ因リ」埋葬したと判断している以上、共有惣代の承諾は不要となり、初審判決の「万徳寺ニ告ケ同寺ノ指揮ヲ受ケ」たとの見解を受け継いだものと考えられる。

第二は（ウ）の争点に対応するが、裁判所は「事実認ムヘキノ証拠ナキヲ以テ原告ノ申分相立タス」と、簡単に原告の主張を退けている。

第三は（エ）の争点である。裁判所は、原告被告双方の主張を整理して、原告は、棺を通路の直下に埋葬した場合「外見上ヨリ論スレハ妨害ナキカ如クナレトモ無形上ノ妨害アリ」と主張するもので、一方被告は「遺骸ヲ発掘シテ之ヲ他ニ改葬スルノ惨状ヲ見ルニ忍ヒス故ニ他人ノ其地ヲ通行スルニ放任シテ他人ヲ妨害セス」と主張しているとした。「地面ヨリ五尺ノ下」に埋っている棺が「路幅ノ強半ニ係ル地ヲ通行スルニ忍ヒサルノ心情」と、遺骸を「発掘シ他ニ改葬スルノ惨状ヲ見ルニ忍ヒサルノ心情」を比較すると、前者のほうが軽く、後者のほうが重たいといえ、被告が「他人ノ通行スルニ任放スル」以上は、原告は「発掘ヲ強テ為サシムルノ条理ナシ」などとして、原告の主張を退けた。

東京上等裁判所は、以上三つの争点のいずれについても原告の主張を認めず、「結局初審裁判ノ通相心得可キ事」と判決した。またしても原告の全面敗訴で終わったのである。

### （三）大審院の判決

原告は、東京上等裁判所の判決は全ての論点について、「不尽」「不当」の判決であり不服であるとして、明治十五年二月二十五日、上告した。東京上等裁判所の判決から二ヵ月後のことである。原告が不服とした点は、判決書冒頭に列挙されているのでそれを東京上等裁判所での六つの争点（本稿八一―八五頁）と対応させて要約すると、次のようになる。<sup>84</sup>

（ア）被告が共有の一部で無いことを示した証拠に何らの言及も無い。

東京上等裁判所は愛知県の回答を誤解した上、地券に関する原告の主張を審究していない。

(イ) 共有者に無断埋葬したか、寺の指揮を受けたか、寺の指揮は有効か、を判決していない。

(ウ) 鈴木の本墓に関し、墓地図及び実地の見分の請願をしたが何ら弁明していない。

(エ) 通路に埋葬する悪弊が伝播し今後不都合が生じるとの原告の主張を、「通行スルニ忍ヒサルノ心情」と誤解している。

(オ・カ) 被告に新地が必要無い事を示したのに対し、何ら判決していない。

以上の原告の不服に対し、大審院は改めて審理することとなった。

ところで、東京上等裁判所の段階では「据置」となっていた地券訂正問題も継続していた。二月九日に、県は何故か再び郡に対して地券の名義訂正を促した。<sup>(85)</sup>その後長い空白期間を経て、十一月二十二日に郡は「書面上ニテは難尽候間其内出県之際詳細可申述候」と回答し、結局解決しないまま、またも判決日をまたいでしまうことになる。

大審院上告から判決までの間の新聞雑誌報道は全く見当たらない。「正教新報」においては上等裁判所の判決文掲載を最後に事件報道が絶え、「開導新聞」は上等裁判所の判決すら伝えず、諸寺院の裁判費用寄付を一度報じているのみである。<sup>(86)</sup>宗教戦争の様相は、東京上等裁判所における法廷論争の終結と共に沈静化したのである。

大審院の判決は、明治十五年十二月六日に下った。判決内容を、再び東京上等裁判所での六争点と対応させて並べると次のようになる。

(ア) 若林は墓地「共有之二分」か。

(イ) 新地への埋葬に乙部共有惣代の許可は必要か。

東京上等裁判所は判決文で「原告即チ乙部共有人」と書いており、被上告者を「共有ノ一部分」と判決したのではない。さらに、「被上告者カ該地ニ埋葬權ヲ得ルト否トハ上告被上告者間ノ約諾ニ依ルモノ」として裁判所の関知するところではないと述べた。

上告者には「被告カ従来ノ慣行ニ因リ該地ヲ使用スルノ權ヲ以テ其地ニ埋葬セシ者ヲ引払ハシム可キ權利」が無いことを東京上等裁判所は指摘しているものであり、そのため「被告カ埋葬シタルハ万徳寺ニ告ケ同寺ノ指揮ヲ受ケ為タルモノ」と認めた初審判決を支持したものであることを確認している。大審院はさらに、上告者と万徳寺の關係について一段と踏み込み「上告者ハ本訴墓地カ其共有ニ歸タル後モ仍ホ従来慣行ノ如ク該地ノ差配ヲ万徳寺ニ委任シ置キタルモノト認定セサルヲ得ス」と指摘した。つまり、墓地は完全に万徳寺の管理下にあつたと認めたのである。

(ウ) 鈴木・平田・緒方の墓を壊したか。

「上告者自ラ民事訴訟上証拠ニ乏シト明言」しており、また、平田・緒方はこの裁判の当事者（原告・上告者）ではなく、たとえ若林が発掘していたとしても、この裁判とは無関係とした。

(エ) 通路にかかつて埋葬された棺は改葬を要するか。

この点において、上告者が改葬を求めている理由は「通行ヲ防碍」するという点にあるとし、その「妨碍」とは、たとえ五尺地下に棺を埋めても「屍ノ埋葬シアル上ヲ通行スル如キ野蠻ノ所業」は出来ないので、「啻ニ有形上ノミノ妨碍ニ止マラスシテ無形上ノ妨碍」であるということだから、東京上等裁判所の判決は上告者の意図を「誤認」していないと、上告者の主張を退けた。

(オ) 若林家の墓は他にもあるのではないか。

(カ) 墓地内の他の若林家の墓に埋葬の余裕があるのではないか。

若林に新地の必要があったかどうかについて、被告は「従来ノ慣行ニ因リ該地ヲ使用スルノ權」を有しており、原告は「其地ニ埋葬セシ者ヲ引払ハシム可キ權利」を有しないと判決したのであるから、「上告者ハ改葬セシムルノ權利モ亦之ヲ有セサル者」であり、若林に新地が必要だったかどうかについての証拠に対する判決は「抑モ不要ナリ」とした。

判決は「原裁判ヲ破毀スヘキ理由ナキモノトス」として、上告者（原告）の全面敗訴は覆らなかったのである。

大審院判決が下つて後、上告者被告双方に対しては、刑事裁判同様、原裁判所から判決内容が通知されているはずだが<sup>87</sup>、その文面は現在のところ見当たらず、それがいつであったかも明確でない。「取調書」には判決が下つた十二月六日以降の地券訂正問題に関する文書がある。それを見る限り、県は尚も共有惣代に地券の還納を求めている。その文書は十二月二十五日付をもって突然途絶えているので、それ以降に大審院判決が原告被告双方に通知され、その判決で、墓地に関して「上告者ハ即チ該地ノ所有者ナリ」と、乙部共有の所有權を認定したため、住民の地券訂正問題は解決したものと考えられる。

実際には判決が下つた後であったわけだが、県による地券提出要求は十二月に入ってからかなり強くなされている。万徳寺住職は再び病氣を理由に代人を立て、共有惣代は、地券提出をあくまで拒否、十二月二十一日には地券訂正に断固反対する伺書を提出した。<sup>88</sup> 県は、この行為は「脱税犯則モノ」であるとして伺書を却下<sup>89</sup>、原告は万策尽きた状態であった。そこに大審院判決が通知されたのである。その判決内容は、原告に所有權を認め



るものだったものの、同時に被告の墓地使用権も認められたわけであり、この裁判は、原告に何等の利益ももた  
らさず、逆にキリスト教徒の墓が先祖の墓と合法的に同居する根拠を与えただけとなった。

では、以後の天主教徒と真宗の關係はどうであったか。それを示す資料は何も残されていないが、岡崎の正  
教会を調査された山本幸市氏の記述によれば、かつて岡崎中町の岡崎女子短期大学の西北方に小猿塚（俗称ヤソ  
山）と呼ばれる山があり、正教徒の墓が固まっていたという。再び村民との衝突に及ぶことを嫌った正教徒が、  
事件後共同墓地としていたのかもしれない。<sup>90</sup> 乙部共有墓地に残された若林たみの墓は、戦後墓地が万徳寺の所  
有に帰して後、無縁仏として合祀され、境内の一角に積まれた無縁墓碑の中に墓石が現存する。<sup>91</sup> 事件当時の住  
民の墓のいくつかが、今なお子孫に継承されている中で、裁判まで争って埋葬を勝ち取った十字架の刻まれた墓  
碑の現状を見ると、歴史の皮肉のようなものを感じずにはいられない。

## 五 裁判と福沢諭吉

明大寺事件に福沢諭吉が関与したと見られるのは、民事裁判が東京上等裁判所で争われていた時期である。  
福沢の関与を示す史料の最初は、明治十四年五月十日付の福沢書簡で、参議大隈重信に宛てたものである。

先夜御内話申上置候三河額田郡天主教葬の一条、大略別紙の始末に御座候。昨今上等裁判所にて掛りは富田判事なり。  
何分法理に於ては原告甚だ弱しと雖ども、事実誠に難堪次第、何卒富田其外へ御一声奉願。

又岡崎裁判所並に病院杯も、今度出京人の言を聞けば殆ど天主教の空气中に在るもの如し。事実目撃せし事にもあ  
らず、尚御探索の上、若し実ならば御考案奉願候。<sup>92</sup>

福沢は、この事件について法理においては原告側が甚だ弱いが、「事実誠に難堪」と、何とか勝たせたい心情を率直に述べ、その上で大隈に富田判事らへ「御一声」かけてくれるよう依頼している。

さらに、その四日後には司法卿田中不二麿に宛てた次のような書簡がある。

……過日は昇堂、寛々拝話を得て、加る二御馳走戴き難有奉存候。……其節一寸申上候三河国天主教葬之一条、昨今上等裁判所にて専ら戦争中之由、就ては別紙式通さし上候間、御閑之時御一覽奉願候。小生ハ唯々一方より承候而已  
二て、所謂片口なるものなれば、或ハ事実ニ相違之条も可有之、要用之時ハ尚御探索奉願候。<sup>93</sup>

福沢は、事件に関する資料を同封し、その「御一覽」をお願いし、自分は一方から話を聞いただけで事実にも相違もあるかもしれないが、要用の時はなお探索してくれるようにと頼んだのである。

福沢と関係が深く、門下生も多く入社していた『郵便報知新聞』が、明大寺事件を報じるのは五月十二日か<sup>94</sup>らである。翌年書かれた東本願寺との関係が伺える福沢書簡<sup>95</sup>や後掲の矢田績の証言から考えると、恐らく東本願寺本山の高僧渥美契縁から、五月初め頃に何らかの形でこの裁判への協力要請があったものと推測される。<sup>96</sup>福沢はその要請を受けて、原告と会って話を聞き、<sup>97</sup>親しい政府関係者に書簡を送ると共に、『郵便報知新聞』へも記事を書せたのではなからうか。

事件と福沢の直接関与を示すもう一つの史料は、十月六日付の中村道太宛書簡である。

……其事小なるニ似て決して小ならず、即チ日本之國權ニ関する所、何処までも難捨置義ト存し、差出ケ間布ハ候得共、在朝之參議其外、司法之田中氏杯へも内話いたし候義有之。右之詞訟ハ、固より村民之方ニ理あるハ申迄も無之、  
仮令或ハ無理ニても國權之伸縮を標準ニ立て、断然勝利を為得候方当然之義、即チ無理之理なる者なり。<sup>98</sup>

この裁判は「日本之國權ニ関する所」であり、もとより原告側に理があるが、たとえ理が無くても、「國權之

伸縮」を優先して、勝利を得させるのが当然であると述べている。福沢にとつて、この裁判の原告の主張が「無理」であったとしても「無理之理」で勝たなければならなかったのである。

ちょうどこの頃、福沢は「時事小言」を発売しており、この中でも、「第六編 国民の気力を養ふ事」の中の「第一」として「外教の蔓延を防ぐ事」を挙げて、キリスト教排撃の立場を明確にしている。<sup>(99)</sup>

「我輩は爰に宗教の事を談ずると雖ども、其教の正邪真偽を弁ずるに非ず、唯其布教に由て人民政治上の考に如何なる影響を及ぼすものなる歟を明にせんと欲するのみ」、あるいは「仮に耶穌教が日本固有の宗旨にして仏法が西洋諸国の宗教ならば、耶穌教を保護して仏法を防がんのみ」などとして福沢は、自分が決して宗教の正邪を述べるのではなく、どの宗教の友でも敵でもないと繰り返し述べた上で、それでもなお自分が宗教を論じる理由は、「国権の保護」にあることを述べている。

キリスト教の「蔓延」によつて国権が侵される理由については、次のように述べる。そもそも人生は「精神」と「形体」の二つの要素に区分でき、「道徳人倫の教」は無形であり「精神」に属し、「智術工芸の教」は有形であり「形体」に属する。そして、「精神」と「形体」、どちらを学ぶにも必ず師が必要であり、西洋は日本の師であるが、それはあくまで「形体」の師であつて、「精神」の師であつてはならないとする。なぜなら、西洋国は「形体の権力あるもの」であり、そのような国から精神すなわち宗教を輸入すれば「恰も属国たるの情を免かれず」、「自から国権保護の気力を損せざるを得ず」というのである。精神まで輸入した場合人々に生じるのは、「西洋諸国は我国の為には形体の師たるのみに非ずして、正しく吾人が安心立命の旨を学びたる精神の師国なれば、之に敵対するは自から心に於て安からざるもの」という心情である、とその弊害を指摘し、その文脈において「耶穌宗教の蔓延は、後世子孫、国権維持の為に大なる障害と云ふ可し。今日の信者にして其蔓延を助成

する者は、自ら国権を殺滅する人と云ふ可し」という、キリスト教への強烈な批判に及んでいる。このように、福沢のキリスト教排撃論は、「国権の保護」の一点を中心に据えていたのである。

福沢のキリスト教批判は仏教擁護論としてキリスト教徒の激しい反論にあうこととなった。<sup>100</sup> 外国人宣教師の機関紙には、福沢が大きな仏像を購入して自宅の庭に設置している、という真偽不明の記述すら見出すことが出来る。<sup>101</sup>

福沢が書簡以外でこの事件に関して書き残しているものに、「埋葬引払控訴補遺<sup>102</sup>」と題する草稿がある。冒頭部分が欠落し、また文中に一人称が無く宛名も明記されていない、三千字程の草稿である。文中の文言に注目すると、「既に控訴状に記し、又幾度の対審に於ても陳述せし如く」という部分や、「我三河地方」なる表現が見られることから、原告の立場で書かれたらしいことがわかる。

内容的には、所有権の問題、鈴木利吉の墓を毀損した問題などにも触れつつ、初審法官が「唯自己の推測より天主教を嫌悪する云々の判決を下した」ことへの反論が中心となっている。「共有」とは「幾個の主人相共に和熟して物を所有するの義」であり「苟も其共有社中一己の我意を主張して他の意を害し衆多の安寧を妨る者あるときは、之を共有社外に放却せざるを得ず」として、若林軍治に「一步を譲て墓地共有の権を有する者とするも、更に之を社外に放逐せざるを得ざる者なり」と断じている。

「墓地は譬へば死者の村落なり」などと福沢独特の比喩も織り混ぜられて、様々に墓地のあり方が論じられた末、最終的には「原告は宗門上に天主教を嫌悪せずして、其これを奉ずる人の挙動に就て甚だ之を嫌悪する者なり。之を嫌悪するが為に本訴の理由を抹殺せんとする歟、何ぞ夫れ不条理の甚しきや」として、次のように締め括っている。

仰も情を以て論ずれば墓所尺寸の地面、これを愛しむに足らず。況や既葬の屍を改葬せしめんとするは惨刻に似たりと雖ども、被告の所業は故さらに求めて原告衆民の情を害したるものなれば、民情既に破れたり、片時も安んずるを得ず。法理のあらん限り之を訴へて以て人心を安堵せしめ（ん）とするの趣旨にして、一村の安寧を謀る者なり。仰ぎ願くは法官よく人の心情を察し事の実証を詳にし、以て明裁あら（ん）ことを乞ふ。

この文章は、『福沢諭吉全集』の註において「訴訟の文案」とされているが、天主教への嫌悪を真正面から捉え、それを堂々と論じており、天主教には一切触れない原告の法廷戦術と整合せず、疑問が残る。むしろ前掲の大隈重信宛書簡で「大略別紙の始末に御座候」とある「別紙」、あるいは田中不二麿宛の書簡の中で「御閑之時御一覽奉願候」として添付された「別紙」なのではないかという推測が成り立ちそうである。さきに引用した十月の中村道太宛の書簡には、福沢が事件に関与してから福沢自身が「差出ケ間布」いと思いつつも行なったこととして「在朝之参議其外、司法之田中氏杯」に「内話」したことしか挙げられていないが、もしこの草稿が、「訴訟の文案」の「代筆」などであれば、この中村宛書簡に書かれていないのは不自然であろう。福沢は、この草稿を元は大隈と田中宛の書簡に添付する「別紙」を作成し、原告の本音を代弁して、それを大隈や田中を通じて富田判事に伝えようとしたのではないだろうか。

福沢をこの事件に関与させたと考えられる渥美契縁は、真宗大谷派を近代化に導く宗政家の一人で、この当時は執事補であった。福沢は「仏教各宗の有名な僧侶は大概皆知つてゐられ」たといひ、渥美といつ頃から交際があったかはよくわからないが、事件以前から東本願寺の高僧と交際があったことは確認でき、特に明治十三年末頃からは、京橋区木挽町に福沢が建てた明治会堂の使用をめぐってたびたび連絡を取っていたと推測できる。<sup>(10)</sup>

渥美は、五月中旬より大法主大谷光勝（巖如）随行で東海道を陸路東上して五月二十八日から六月末まで東京に滞在している。<sup>(105)</sup> その間の六月二十四日には、福沢の協力を得て第一回仏教講談会を京橋区木挽町に福沢が建てた明治会堂で開催し、「仏教大意」と題する演説を行なった。<sup>(106)</sup> 福沢はそこに足を運んでおり、「開導新聞」には福沢の来場の様子が、次のように描写されている。

当日来臨の学士は、彼の有名なる福沢諭吉加藤弘之の両君を初め、其他紳士官員に至るまで無慮四千人。さしにも広き該堂も、実に翌錐の地なきに至たり、終に門を鎖し来客を謝するの光景にて、後れて至るもの、如きは空しく帰参する者凡一千余人。斯迄公衆の喝采を得しも、要するに福沢君等の夙に賛成して大ひに朝野の信用を得ればなり（因に云ふ、福沢君等の碩学は、外教の太くも我邦に弊害ある事、又欧州各国の名士等既に往々弊害を看破論究し、現今に至つて萎靡振はざるの景況等を聞見して、国家のため、頼に駁論し玉ふは、吾人の共に知るところなり）。此日、同君後れて会場に臨まる。門既に鎖したり。姓名を通じ入らんとせらるゝも、雑沓を制する鳶人足等拒んでゆるさず、先生甚だ究するも、斯会のかく隆盛なるを喜ばれしと云ふ。会員此体を見認め、不敬を謝して漸く会場に案内せし程なりき。<sup>(107)</sup>

福沢書簡にも次の如き記述がある。

過日明治会堂を東本願寺に貸し仏教講談を催し大入なり。本願寺も近来は頼りに頼母子く思ふ様子にて、既に数日前彼の大法主なる人が親子同道にて拙宅へ挨拶に参候位の勢なり。<sup>(108)</sup>

慶應義塾の三田演説会にも宗教演説が登場した。当時はもともと宗教論が流行していた時期であつたようだが、福沢はこの年十五回行なつた演説の内、「宗教ノ説」「宗教論」などと題して五回宗教関係の演説をして<sup>(109)</sup>いる。<sup>(110)</sup>

福沢は更に、東本願寺の求めに応じて、「暗々の援兵」<sup>(11)</sup>として門下生を事件が起こった三河地方に派遣して、キリスト教排撃の応援演説をさせている。六月六日から二十七日にかけて尾張三河遠江巡回をした須田辰次郎、矢田績、津田興二のグループがそれである。<sup>(12)</sup> 矢田績は回想録の中でこの旅行について、渥美契縁の依頼であったとはっきり書いている。

愛知県岡崎地方に、近來耶蘇教信者が追々増加して本願寺の信徒を侵蝕し、近く東本願寺末寺内で耶蘇教式を以て葬儀を行ふた者がある、是は実に由々しき大事で此儘に打捨て置く訳には行かない、此際大いに耶蘇退治の運動をせねばならぬとて、東本願寺の執行渥美契縁師から先生の処へ弁士派遣の事を頼みに来たので、先生は大いに同情せられ、扱こそ余に東海道派遣を命ぜられたのである。<sup>(13)</sup>

彼らは、名古屋を経て岡崎に入り、まず六月十四日に港山定席という芝居小屋で有志の主催による學術講演会を開催した。この様子を「郵便報知新聞」は次のように報じた。

○過般三河地方へ出張したる三田演説会社員ハ、去る十四日午後七時より岡崎港山定席にて開會し、飯田三治氏ハ(愛國ノ精神ハ愛身ヨリ起ル)、須田辰二郎氏ハ(競争論)、矢田績氏ハ(西教ノ伝播)、沢田興二氏は(政事家ノ不利)の演説をなしたるに、其聴衆頗ぶる多く、午後六時頃にハ既に満場立錐の地なく、三分の二ハ戸外に謝絶されたれバ一時通行も止まる程なりき。斯る群集ゆゑ第二の演説中棧敷が崩れ、少しく怪我をなしたる者あれと、幸ひに死に至りし者もなければ、雑沓中に柱板などを取り除き、再び演者ハ席に上り、十二時頃に閉會したるが、是迄同地にて如何様なる興行を開くも、斯の如き群集せしことハなかりしと。<sup>(14)</sup>

この日、会場に入れた聴衆は千人程度であったと記録されている。<sup>(15)</sup> 十九・二十日の両日夜には誓願寺で政談演説会を開催した。こちらは演題等詳細が伝わっていないが、人口

二千人程度の岡崎に、二千三百有余人が集まり、「弁当ヲ携へ或ハ泊リ掛ケニテ出掛クル者」も多く、十四日に演説会場となった港山定席の興行は、演説会の影響で客が来ないために両夜は閉席した程であつたといふ。<sup>(17)</sup>矢田績はこの巡回に先立ち、演説に関して福沢から次のようなアドバイスを受けたといふ。

政府と云ふものはどの国にもある。即ちフィジカルガバメントだ、フィジカルガバメントはどの国にもある、宗教はメンタル即ち精神を支配する政府である、物質的政府を他の国から支配せんとすれば必ずや、国論沸騰して外国に対して大に攻撃を加へるであらう、外国の宗教が入つて来て、日本のメンタルガバメントを破壊しに来たならば矢張り我々日本人として黙つて居れないのである。<sup>(18)</sup>

他の国から、「フィジカルガバメント」に攻撃が加えられたら、その国に対して攻撃を加えるのと同様に、「メンタルガバメント」である宗教を、外国の宗教が破壊しようとするなら黙視するわけにはいかないといふのである。これは、『時事小言』の福沢の主張と一貫している。

もつとも、現地ではキリスト教徒の抵抗にも遭遇している。矢田績は「演説を済ませ旅館に帰らんと会場を立出たが町の蔭から盛んに石を投げられ却々危険であつた、是れは耶蘇信者の復讐であつたので演説会が相当に有効であつたのであらう」と書いている。また、「岡崎の耶蘇信者は重に自由党員であつて内藤魯一君が其牛耳を執つて居た、何れも相当に過激な連中であるから此地方に乘込み耶蘇を攻撃するのは随分危険な仕事であつたのである」という記述も見られる。<sup>(19)</sup>誓願寺での演説会の前日から、岡崎榭吉楼では内藤魯一を中心として自由党懇親会が開催されていた。民権家にキリスト教徒が多かつたのは事実のようだが、内藤にはキリスト教との接近は見られず、愛知自由党がキリスト教側に味方していたといふ記述はこの自由党懇談会開催の話が交錯して生じた誤聞であらう。<sup>(20)</sup>



当時愛知地方には「愛知新聞」と「愛岐日報」の二つの新聞が発行されていたが、この二紙にも明大寺事件に関して対立構造が出来ていたようである。<sup>(121)</sup>両紙ともに現存している紙面が少ないため、一概に断ずることは出来ないが、「愛知新聞」は東本願寺（福沢）寄り、「愛岐日報」は天主教寄りの報道をしていたと考えられる報道が断片的に見られる。例えば、福沢門下生による六月十九日の誓願寺演説会について「愛知新聞」は「聴衆二千三百人喝采の声沸くが如く聴衆一同は演舌は如斯愉快にして有益なる者かと各喜色を現はし」たと書いているのに対し、<sup>(122)</sup>「愛岐日報」は「聴衆の寥々たるのみならず会員某は熟熟日本の国勢民情を考ふるに君主専制の政体最も適したり抔トテツもなきことを吐き散ら」して聴衆は「罵言」し「詰責」し、「速かに三河地方よりツマミ出すへしと竊に主張する者あり」などと、まるで正反対の報道をした。<sup>(123)</sup>

「愛知新聞」の編輯長は村松山三郎であり、彼は慶應義塾出身で、福沢の論説を転載するなど福沢を慕う気持ちは強く、交詢社員でもあった。<sup>(124)</sup>一方「愛岐日報」の主筆には、村松愛蔵がいた。彼は愛知自由党の幹部であるが、ニコライに師事してロシア語を修めた人物でもあった。<sup>(125)</sup>これらのことが報道に関係したかもしれない。

なお、須田・矢田・津田のグループ以外にも、かなり多くの福沢門下生が、相前後して関西地方に出かけて排耶演説会を開催しており、特に京都では同志社と大論争を展開している。<sup>(126)</sup>

福沢が、いつ頃までこの裁判に直接関与していたかはわからないが、明治十五年に入っても、引き続きキリスト教排撃論は緩めていない。例えば、この年三月一日に発行が開始された福沢主宰の「時事新報」第一号に掲載された「本紙発兌之趣旨」には「我宗教ハ独立シテ彼レノ蹂躪ヲ蒙ルナキヲ欲シ」という一節が見える。<sup>(127)</sup>福沢門下の津田純一と須田辰次郎がアメリカ人インガソールの排耶書を翻訳し、「耶蘇教排撃論」と題して出版したのもこの頃である。<sup>(128)</sup>十五年二月には「本願寺之三河一件ニは随分金を費した」として、東本願寺と金銭の後

始末をしているらしい記述が見え、さらに五月には、東本願寺から「今日まで沙汰なし。逆も当二可相成事二無御座候」と、熱心に協力していたわりには東本願寺の扱いが随分素つ気なものになっている。<sup>130</sup>さらに、仏教の腐敗を追及する「僧侶論」と題した演説を三田演説会で行なって「時事新報」にも掲載し、<sup>131</sup>仏教側からも反発を招くことになった。<sup>132</sup>

福沢が突如として「宗教も亦西洋風に従はざるを得ず」として、キリスト教容認に転ずるのは、これより二年後の明治十七年六月のことである。<sup>133</sup>

## 六 むすび

以上において、明治十三年十一月に発生した愛知県での自葬事件の全貌がほぼ明らかとなった。この事件は、明治十年代に数多く発生した自葬事件の中でも、刑事・民事裁判共に大審院まで争われている点で、かなり特異である。また、そのどちらにおいても自葬事件の判決としては画期的な面を有していた。

すなわち刑事裁判では、大審院において、太政官第一九二号布告の立法趣旨が「変死病死ノ區別ニ付取締筋ニ關係セシモノ」と示され、その趣旨を達した限りにおいては、たとえキリスト教式の葬儀・埋葬がなされていても改葬を必要としないという判断が示されたのである。

民事裁判は法廷での法律論争に形を借りた、東本願寺と天主教の対立であった。自葬事件に関する他の民事裁判においては、原告側の異教に対する嫌悪の情などが露骨に表明され、また裁判官もその感情を共有しているため、キリスト教徒が敗訴することが殆どであったが、明大寺事件では、そういった感情が法廷においては表面

化せずあくまで法的議論において争われ、また最終的にキリスト教側が勝訴しているというのは極めて異例と言えよう。原告にとっては戦術が全く裏目に出たと言いうことが出来る。法廷で宗教問題を論じず、所有権問題を中心に据えて戦おうとしたところ、所有権については地券訂正問題で封じられてしまい、他の争点は被告にことごとく反論されてしまい敗訴したのである。この事件では、若林が、墓地の管理者であると認識していた万徳寺に、キリスト教葬を行ない、キリスト教式の墓碑を立てることを秘していたことは事実のようであるから、むしろ宗教問題を正面に戦えば、埋葬引き払いを認め得たのではないかとも思われる。若林の行為は、墓地管理者及び利用者との信頼関係を裏切るものだったのであり、「墓地は譬へば死者の村落なり」との福沢の表現が、この点では特に的を得たものであったと思える。裁判所が異教への先入観を排除することに非常に神経質になっていた印象があり、また原告自身、宗教問題を争点から一切排除したのは、その司法の空気を敏感に、あるいは過剰に感じ取ったからなのではないだろうか。当時は、民法法が未整備であり、また原告が、乙部住民名義の所有権と、若林に認められた使用権を区別できなかったように、庶民の「所有権」概念の未熟さをも示した裁判であったといえよう。

このように、自葬事件の裁判としても十分注目に値する事件であるが、民事裁判に付随して起こった周辺の動きは、当時の宗教に対する世論を端的に示しており、また、対立した宗教の両本山が勝訴を目指し活発に動き、それがメディアを通じて活発に報じられると共に、双方が独自にメディアや演説会を利用して世論を喚起している点で、大変興味深い。その中で、東本願寺を援助するために福沢諭吉がこの事件に関与した意義はどのようなものであったろうか。

福沢がキリスト教排撃論を強行に唱え、それが大きく注目され賛否両論を巻き起こしたのは明治十四年頃の

この時期だけである。白井堯子氏は、福沢書簡の「耶蘇の坊主を打払せんとて近来本願寺を誘導し稍や着手の順序も可有之哉に存候<sup>(35)</sup>」という一節から、「キリスト教排撃に関する福沢と本願寺の關係は、本願寺に依頼されたからというより、福沢の方が積極的に本願寺と関わったとも考えられる<sup>(36)</sup>」とされているが、前述の通り、明大寺事件への関与は、東本願寺が福沢に依頼したと考えるのが自然である。「小生ハ唯々一方より承候而已にて、所謂片口なるものなれば、或ハ事実ニ相違之条も可有之<sup>(37)</sup>」という福沢の言葉もそれを裏付けているだろう。そして、この事件を直接のきっかけとして、キリスト教の「蔓延」に危機感を抱いた福沢が、キリスト教排撃を激化させたと考えるべきであろう。「国権の保護」の視点を中心としたキリスト教への危機感是非常に大きく、福沢のこの時期のキリスト教排撃は殆ど執拗というべきほどのものである。つまり、福沢の宗教に対する態度を明らかにさせた「きっかけ」という意味において、この事件は重要であつたといえるのではなからうか。またこの頃、宗教論が全国的に活発化した一因は福沢とその門下生の言論にあつたと言つても過言ではないであらう。

しかし、裁判の経過や結果自体への福沢の影響力は、かなり薄かつたといわなければならない。福沢がこの事件に協力した意図は、明らかに仏教対キリスト教という宗教の「戦争<sup>(38)</sup>」の構図にあつた。そのために、世論を喚起し、様々なメディアを提供し、あるいは自己の主張を行なつたのである。だが結局のところ、裁判では宗教問題は避けられ、さらに肝心の原告の法理が弱すぎ、敗北を喫することとなつたのである。

この時期の福沢と真宗の關係については、未だ不明な部分も多く、今後さらに追跡したいと考えている。

最後に、本稿執筆に当たりご指導ご鞭撻賜つた指導教授の寺崎修先生に心から感謝申し上げます。

- (1) この時期のキリスト教「迫害」に焦点を当てた論文に、大濱徹也『明治キリスト教史の研究』（吉川弘文館、昭和五十四年）五九―七九頁、坂口満宏「一八八〇年代・仏教系の反キリスト教運動」（同志社大学人文科学研究所編『排耶論の研究』（教文館、平成元年）がある。特に真宗との対立をキリスト教側から取り上げたものとしては、新保満「近江における真宗教団と基督教団との対決」（『社会科学ジャーナル』第三号、昭和三十七年三月）、大浜徹也「基督教伝道の展開をめぐる防禦と抗争」（『地方史研究』第七七号、昭和四十年十月）などがある。真宗の排耶論を真宗側から検討している論文には、この事件の時期に絞って論じているものは見当たらず、また教義的な対立を論じたものが多い。上場顕雄「排耶論にみる幕末・明治前期の真宗教団」（『近世真宗教団と都市寺院』（法蔵館、平成十一年二月）、福嶋寛隆「明治前半期仏教徒のキリスト教批判について」（『仏教史学』第十二巻第四号、昭和四十一年十月）、赤松俊秀・笠原一男『真宗史概説』（平楽寺書店、昭和三十八年）四六〇―四六九頁など。
- (2) 『法令全書・明治五年』（内閣官報局、明治二十二年）一三五頁。
- (3) 小沢三郎「明治前期における『信教の自由』（『日本プロテスタント史研究』（東海大学出版会、昭和三十九年）一四九―一五七頁。
- (4) ハリストス正教会は、東方正教会が日本に伝えられたもので、ロシア正教会を母教会とする。当時の正式名称は「日本正教会」であったが、世間では様々に呼ばれ、例えば福沢諭吉は「天主教」「ニコライ宗」「希臘天主教」などの呼び方をしていいる。本稿においては、当時信者も用いていた「天主教」という呼称で統一する。
- (5) 「大谷派」という名称は明治十四年六月に定められたもので、それ以前は「東本願寺派」と称していた（真宗教学研究所『近代大谷派年表』、昭和五十二年、五二頁）。本稿ではこの宗派の名を単に「東本願寺」と呼び、必要に応じて「真宗大谷派」とも表記する。
- (6) 富田正文「福沢諭吉とキリスト教」（『福沢手帖』第五号、昭和五十年三月）。この他にこの事件と福沢について言及した論文には、白井堯子「福沢諭吉と宣教師たち」（未来社、平成十一年）二八一―四〇頁。
- (7) 『新編岡崎市史』近代4（新編岡崎市史編さん委員会、昭和五十九年―平成五年）六六―六九頁は「三州地方は仏教などが盛んな処で、僧侶もその迫害を煽動しているが、そうした妨害や迫害は、別だんこの地域に限ったことではなかった」と

した上で、注(79)の資料が引用されており、文脈と関係なくこの事件に関する記述が掲載されている。また『日本キリスト教歴史大事典』(教文館、昭和六十三年)の「岡崎教会(正教会)」の項には「仏教徒の迫害を受け、埋葬に火葬を強いられたが屈しなかった」という記述が見られるが、直接この事件に触れた記述は小沢論文のみである。また、一つの自葬事件を取り上げた論文には、沼謙吉「明治前期におけるギリシヤ正教受難史」(『人文科学論集』第八・九合併号、昭和四十年三月)がある。これ以外に自葬事件を扱った研究としては、森岡清美『日本の近代社会とキリスト教』(評論社、昭和五十一年)二〇二―二〇七頁。また天主教徒と自葬の問題は中村健之介「明治の日本ハリストス正教会」(教文館、平成四年)記者註一二で若干の検討がなされている。

(8) 『額田郡明大寺村万徳寺旧墓地ニ係ル取調書』(以下、「取調書」)は、明治十四年四月二十六日から明治十五年十二月二十五日までの郡・県・裁判所間の往復文書や事件の証拠類を収めた一五〇頁余りの簿冊であり、現在は徳川林政史研究所に所蔵されている。

(9) 前掲『新編岡崎市史』近代4。前掲『日本キリスト教歴史大事典』。なお『新編岡崎市史』は「ダニエル影田」と「マイ影田」を同一人物としているが、後者は影田孫一郎であり、この記述は誤りである。

(10) 『大日本正教会公會議事録』明治十四年(大日本正教会、明治十四年)四二頁。

(11) 日本基督教団岡崎教会『岡崎教会伝道百年史』(非売品、昭和六十年)一一頁。鈴木範久『史料から見た岡崎教会史』(日本基督教団岡崎教会、昭和五十四年)一一頁。プロテスタントの岡崎教会は、八幡町に存続している。

(12) 『開導新聞』明治十四年八月七日付。以下、新聞・雑誌・「取調書」・福沢書簡等で日付を示す際、明治十四年のものは年の表記を略す。

(13) 『正教新報』第五号(二月十五日付)。

(14) 『開導新聞』七月二十九日付。

(15) 『探偵書』(「取調書」所収)。

(16) 若林夫妻がいつ洗礼を受けたかは不明だが、明治十三年頃、岡崎康生町二十四番地に「岡崎進堂会」が設けられた(前掲『日本正教会公會議事録』四二頁)。その後岡崎六供町に移転したが、昭和二十年七月に戦災で全焼し、復興されていない(山本幸市「東方教会、日本ハリストス正教会の岡崎における伝道記録」『東海愛知新聞』昭和五十三年十一月十七日付)。

なお、慶雲寺は戦災焼失で事実上廢絶、万徳寺は戦災後再興され、現存する。

(17) 明大寺村は明治九年地租改正の際に上明大寺村・下明大寺村・西明大寺村が合併したもので、地券発行時は、便宜上これを明大寺村甲部・乙部・丙部と称していた(五月二十六日付・愛知県令・東京上等裁判所富田判事宛回答書「取調書」)。

(18) 前掲『正教新報』第五号。

(19) 新律綱領・雜犯律・違令条は「凡令ニ違フニ。重キ者ハ。笞四十。輕キ者ハ。一等ヲ減ス。」とあり、改定律例の第一条で「懲役十日」が「笞二十」に相当すると規定されている。贖罪金は懲役に応じて決まる。『法規分類大全』第一編刑法門第一冊66(明治二十三年、内閣記録局)一五二頁、一八九頁。

(20) 刑事裁判における「改葬」については明文で規定されておらず、意味は不明瞭である。①改めて合法的葬儀(仏式・神式)を行なうこと、②埋葬の形式・場所を改めること、の二義が混乱しているように見える。

(21) 前掲『法規分類大全』一八九頁。

(22) 『正教新報』第六号(三月一日付)。

(23) 名古屋裁判所岡崎支庁刑事判決書。判決書全文は【資料】(一)。

(24) 「開陳書」(取調書)。

(25) 大審院刑事判決書。判決書全文は【資料】(二)。なお、当時の刑事裁判は控訴審を認めていなかった。

(26) 前掲大審院刑事判決書。

(27) 自葬の禁は従来、キリスト教迫害や弾圧という文脈でのみ語られてきた。そのように運用されていたことは事実だが、そもそもは、キリスト教が「禁教」であることを前提に、葬儀方式を限定し埋葬を管理することを目的として立法されたものと考えられ、仏式・神式以外の葬儀を取り締まること自体を目的に制定された法律ではなかったというべきである。この大審院判決は、禁教が事実上解かれたことを踏まえて、葬儀・埋葬の管理という立法趣旨の合理的側面だけを強調した判決であるといえることができる。

(28) 「大審院諸裁判所職制章程」第三十六条には「大審院ニ於テ判文已ニ成ルトキハ司法卿ヲ經由シテ原裁判所ニ附シ施行セシム」とある。

(29) 前掲『正教新報』第八号(四月一日付)。

- (30) 『愛知新聞』『愛岐日報』は後に諸紙と合併を重ねて現在の『中日新聞』になる。『中日新聞』になる。二紙は、中日新聞本社に所蔵されているが、明治十四年前後は欠号が多い。特に『愛知新聞』は明治十四年の紙面が一枚も発見されていない。
- (31) 万徳寺日誌。施行は明治十四年二月一日である。
- (32) 当時の民事裁判は、典拠とする体系的民法典が存在しない。「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ」(『裁判事務心得』第三条)とあり、この事件もおよそ習慣と条理の推考から判決が導かれている。
- (33) 前掲『正教新報』第五号。
- (34) 勸解は、明治八年の裁判支庁仮規則制定から明治二十四年の民事訴訟法の施行まで、明治前期の紛争解決制度の中心を担っていた制度であり、第一審の訴訟件数の八割以上を処理していた。勸解は、原告から勸解願が出されると被告に呼出状が送達され、両当事者が出頭し和解を目指すもので、合意に至らない場合は「不調」として終結し、原告は新たに裁判を提起する。林真貴子「勸解から督促手続への変化」(『法制史研究』四十八号、平成十一年三月)一一七―一二〇頁。
- (35) 前掲『正教新報』第五号。
- (36) 万徳寺日誌、明治十三年の項。
- (37) 『開陳書』(「取調書」)。
- (38) 前掲『正教新報』第五号。
- (39) 名古屋裁判所岡崎支庁民事判決書。判決全文は『資料』(三)。
- (40) 同右。
- (41) 『開導新聞』八月五日付。
- (42) 『開陳書』(「取調書」)。
- (43) 五月十日付・福沢諭吉・大隈重信宛書簡(『福沢諭吉書簡集』第三卷、岩波書店、平成十三年)。以下、『書簡集』一一〇―一一一頁。書簡中の「病院」は、当時岡崎唯一の病院、岡崎公園内の「岡崎病院」を指すと思われる。これについては明治十五年三月に天主教の田手司祭が同病院で死去した時『正教新報』に次のような記述が見える。「田手司祭が臥床の始めより治療を施されし医師ハ、同会の兄弟南部イヲアン氏にて……少も油断なく治療を尽くされたれハ、諸兄弟も治療にハ聊



か遺憾を懐くものなく、南部氏か斯くまで懇切にせらる、も道の為なりと、皆々感歎せざるハなく……」(明治十五年四月十五日付)。また「三河国額田郡近況一斑」と題した『愛岐日報』の記事には、「岡崎病院は極々不の字なり。開元院長たりし南部氏は、可なりの評判ありしも、当時は深く耶蘇教を信仰せらる、故に、自づと土地人民の信を失なひしよし。以て人民の性質如何なるかを知るへし」(『愛岐日報』明治十五年三月二十五日付)と、天主教徒寄りの記述がある。

(44) 前掲「探偵書」の「埋葬引払控訴原告証拠類」の内「第十七号証」。

(45) 同右、「第八号証」。三月三十日に取り消しが決まり、四月一日に通達されている。

(46) 『開導新聞』八月十三日付。

(47) 「開陳書」(「取調書」)。

(48) 前掲『開導新聞』八月十三日付。

(49) 前掲「探偵書」。

(50) 同右。

(51) 『開導新聞』八月十一日・十五日付。

(52・53) 同右。

(54) 『開導新聞』七月九日付。

(55) 四月二十六日付・若林軍治・愛知県令宛伺書(「取調書」)。

(56) 十月二十日付・愛知県租税課地稅係・愛知県令宛上申書(「取調書」)。

(57) 地租改正に当たつての寺地の処分については、文化庁文化庁宗務課『明治以降宗教制度百年史』(原書房、昭和五十八年)三六頁以下で若干の検討がなされているが、詳細についてはなお不明な点が多い。

(58) 五月十七日付・愛知県租税課地稅係・愛知県令宛伺書(「取調書」)。

(59) 五月二十三日付・万徳寺住職本田了順・愛知県令宛御届・診断書(「取調書」)。刑事裁判でも代僧が出頭したのはこのためか。

(60) 五月十三日付・明大寺村惣代・愛知県令宛上申書(「取調書」)。

(61) 五月二十五日付・愛知県租税課地稅係・若林軍治宛回答(「取調書」)。

- (62) 五月二十一日付・東京上等裁判所富田判事・愛知県令宛伺書（取調書）。
- (63) 五月二十六日付・愛知県令・東京上等裁判所富田判事宛回答書（取調書）。
- (64) 十月六日付・愛知県令・額田郡長宛照会（取調書）。
- (65) 十月十日付・万徳寺住職本田了順・愛知県令宛御猶子願（取調書）。
- (66) 『開陳書』「探偵書」は、十月二十日付で岡崎警察署六等警部桜井祥造から愛知県令国貞廉平宛で提出されている。
- (67) 十月二十四日付・愛知県令・東京上等裁判所富田判事宛回答（取調書）。
- (68) 十一月十日付・東京上等裁判所富田判事・愛知県令宛照会（取調書）。
- (69) 十一月十六日付・愛知県令・東京上等裁判所富田判事宛回答（取調書）。
- (70) 『開導新聞』八月五日付。
- (71) 『郵便報知新聞』五月十二日付。
- (72) 『開導新聞』七月九日付。
- (73) 『開導新聞』八月七日付。
- (74) 前掲『日本正教会公會議事録』明治十四年、四一頁。
- (75) 『開導新聞』十二月三日付。
- (76) 『開導新聞』七月九日付。
- (77) 『開導新聞』九月二十一日、十一月二十七日、十五年五月二十五日付など。これらの参列者の中には、福沢門下生が後述のように東海道を演説行脚した際の演説会主催者などの名も見える。
- (78) 『開導新聞』はこの時期、隔日発行であったが、『正教新報』は月二回発行であったことも、報道量に影響しているであろう。
- (79) 前掲『日本正教会公會議事録』明治十四年、四一頁、八〇頁。
- (80) 『郵便報知新聞』五月十二日・十三日付。
- (81) 十月六日付・福沢諭吉・中村道太宛書簡（『書簡集』第二卷、一四三―一四四頁）。
- (82) 東京上等裁判所民事判決書。判決全文は『資料』（四）。

- (83) 「取調書」には十一月十六日付の上等裁判所への回答案があり、同趣旨の文言が見える。
- (84) 大審院民事判決書。判決全文は『資料』(五)。
- (85) 明治十五年二月九日付・愛知県租税課長・額田郡長宛照会案(「取調書」)。
- (86) 『開導新聞』明治十五年九月十五日付。
- (87) 明治十五年一月一日より裁判制度が変更されたため、東京控訴裁判所より通知されたものか。
- (88) 明治十五年十二月二十一日付・明大寺村乙部共有惣代・愛知県令宛伺書(「取調書」)。
- (89) 明治十五年十二月二十三日付・愛知県租税課長・額田郡長宛照会(「取調書」)。
- (90) 前掲「東方教会、日本ハリストス正教会の岡崎における伝道記録」。前掲「明治前期におけるギリシャ正教受難史」は、敗訴した天主教徒が共同墓地を購入したケースである。なおヤソ山の墓石は、昭和五十年代に市内「やすらぎ墓地」に移設されたという。
- (91) 拙稿「其事小なるニ似て決して小ならず」(『福沢手帖』第一二二号、平成十三年十二月)。
- (92) 五月十日付・福沢諭吉・大隈重信宛書簡(『書簡集』第三卷、一一〇―一一一頁)。
- (93) 五月十四日付・福沢諭吉・田中不二麿宛書簡(『書簡集』第三卷、一一二頁)。
- (94) 真宗側がこの事件を最初に報じるのは、さらに遅れて七月九日の『開導新聞』からである。その記事の殆どは『郵便報知新聞』の記事をそのまま転載しており、深い関係が伺われる。なお『郵便報知新聞』五月十七日付には「宗教ノ軋轢」と題して、明大寺事件に触れた無署名の社説も掲載された。
- (95) 明治会堂貸与や時事新報への出資に言及した明治十五年二月十六日付・福沢諭吉・中村道太力宛書簡と同年五月三十日付・福沢諭吉・中村道太宛書簡に、東本願寺関係者として渥美の名が出てくる。『書簡集』第三卷、一八六―一八七頁。二〇八―二〇九頁。
- (96) この事件と本山を結ぶ人物としては、万徳寺住職本田了順長男本田亀洞の存在が考えられる。亀洞は当時本山に出仕していた。また、彼は慶應義塾出身者でもあり、入社帳に名が見える。『慶應義塾入社帳』(慶應義塾、昭和六十一年)第一卷、五五一頁。
- (97) 前掲五月十日付・福沢諭吉・大隈重信宛書簡には「今度出京人の言を聞けば」とあるので、福沢は原告と会っている。

- (98) 前掲十月六日付・福沢諭吉・中村道太宛書簡。なお、前掲「福沢諭吉とキリスト教」は、この書簡を明治十三年と推定しているが、裁判経過より明治十四年が正しい。
- (99) 「時事小言」(『福沢諭吉全集』第五卷、岩波書店、昭和三三―四四年、二〇九―二二頁。以下、『全集』)。
- (100) 「福沢先生時事小言偶評」(『六合雜誌』第十三号)、「読福沢諭吉氏時事小言」(同第十四・十五・二十三号)に、キリスト教側の反論がある。
- (101) Cary, Otis. *A History of Christianity in Japan*. (Reprint) (Rutland: Charles E. Tuttle Company, 1976), p. 158
- (102) 「埋葬引払控訴補遺」(『全集』第二十卷、一二五―一二九頁)。
- (103) 石河幹明「福沢諭吉伝」第四卷(岩波書店、昭和八年)七六頁。
- (104) 明治十三年十一月二十六日付・福沢諭吉・莊田平五郎宛書簡(『書簡集』第三卷、六四―六五頁)には、建設中の明治会堂社中へ、東本願寺が加入したい旨申し出てきたことが記されており、事件前から東本願寺の本山とのパイプがあったことは確かである。
- (105) 『開導新聞』六月一日付。
- (106) 渥美の演説は『交詢雜誌』第六十二号(十月十五日付)にも掲載された。
- (107) 『開導新聞』九月一日付。『全集』第二十一巻の年譜には、このことは記載されていない。この講談会の第一席を飾ったのは「定員の外」であった福沢門下で大谷派僧侶の石亀福寿で、「仏教初入の門」という演題で演説したという(『開導新聞』六月二十七日付)。
- (108) 七月八日付・福沢諭吉・小泉信吉／日原昌造宛書簡(『書簡集』第三卷、一二二―一二四頁)。
- (109) 例えば植木枝盛は「無神論」と題して、馬場辰猪は「外教侵入ノ利害」と題して、この時期に演説をしている。三田演説会においても、明治十四年には、福沢以外に七つの宗教演説と思われる演題が記録されている。
- (110) 松崎欣一編『三田演説会資料』(慶應通信、平成三年)一四六―一五〇頁。この内、五月二十八日の「宗教ノ説」は、『名家演説集誌』第貳号(漸進堂、明治十四年)に筆記録が掲載されている。また、「宗教の説」と題する演説草稿も現存する(『全集』第二十卷、一三〇―一三三頁)。この演説に対する批判には、吉岡弘毅「駁福沢氏耶穌教論」(『六合雜誌』第二十六号)がある。

- (11) 前掲六月十七日付・福沢諭吉・小泉信吉／日原昌造宛書簡。
- (12) 六月一日から七月一日まで京撰東海道を巡回した高島小金治、高木喜一郎、波多野承五郎の三名も岡崎に立ち寄り、交詢社の懇談会を開催している。
- (13) 矢田續『懐旧漫話』（大正十一年）二七頁。矢田續『福沢先生と自分』（名古屋公衆図書館、昭和八年）二二頁でも同様に渥美に言及している。また、矢田續『懐旧瑣談』（名古屋公衆図書館、昭和十二年）二二頁以下にもこの東海道派遣に関する記述がある。なお、矢田はこの東海道派遣を一貫して「明治十三年」と記しているが、明らかに記憶違いである。
- (14) 『郵便報知新聞』六月二十日付。
- (15) 『交詢雑誌』第五十四号（七月二十五日付）。
- (16) 『交詢雑誌』第五十八号（九月五日付）。
- (17) 『愛岐日報』七月十五日付。
- (18) 前掲『福沢先生と自分』二六頁。
- (19) 前掲『懐旧漫話』二八一―二九頁。
- (20) 「三河自由党」は四月二十四日に結成され、六月十八日・十九日の懇談会で「自由党尾三支部」が結成されている。明治十三年、四年頃に書いたと推定される内藤の演説草稿に、「日本ノ道徳ハ西洋ノ道徳ニ優ル」と題するものが残っており、キリスト教への接近は見られない。また、明治十四年六月の書簡も多数現存しているが、キリスト教との関係が窺える記述は全く見当たらない（『内藤魯一自由民権運動資料集』（知立市教育委員会、平成十二年）。愛知自由党の幹部には、ニコライに師事していた村松愛蔵もいれば、熱心に排耶運動に力を貸した相馬政徳もいた。
- (21) 対立関係を示唆するものとして、例えば『愛岐日報』には、明治十四年十月二十五日から二回に渡って「否じゃ諸君愛知新聞筆先馬鹿りて実が無い」と題した「漫録」が掲載されている。
- (22) 『東京横浜毎日新聞』六月二十九日付。『愛岐日報』の『愛知新聞』批判が転載されており、その中に『愛知新聞』の引用がある。両紙の元記事は共に現存せず、確認できない。
- (23) 『愛岐日報』七月十五日付。『愛岐日報』の記事内容が事実と相違すると抗議した演説主催者の投稿を掲載して、その後には愛岐日報側の再反論の記事がある。「我輩は敢て之を造言したるにあらず即ち同夜の聴衆某の直話によるなり」から始まる

長文の反論をしているが、要領を得ない。

- (124) 明治十三年十一月二十日付『愛知新聞』一面には、「交通論」と題する福沢の論文が掲載されており、次のような説明が付されている。「左ノ一編ハ吾師福沢諭吉君ノ所論ニ〇載セ〇交詢雜誌ニアリ其論タルヤ大ニ時弊ニ的中スルアルヲ覚ユルヲ以テ之ヲ茲ニ録ス 編者識」。村松山は須田・津田・矢田が名古屋に到着した時に直ちに宿に駆けつけ、後の懇親会にも出席している（前掲『交詢雑誌』第五十四・五十八号）。

- (125) 鈴木清節編『三河憲政史料』（嶺悠社、昭和十六年）七七頁。

- (126) 京都で生じた同志社対交詢社の宗教演説対決については、本井康博「同志社基督教演説会——一八八一年のキリスト教と仏教——」（『同志社談叢』第十一号、平成三年三月）。京都における交詢社員の演説も、東本願寺の依頼によると思われるが、これについて『開導新聞』（七月二十五日付）は「ある二三の新聞に、交詢社員が京都の金蓮寺於て開きし講談……を、何か本派の依頼を受けしやふに記るせしハ、全く根も葉もなきことにて、痛く外教を排撃せしよりの想像ならん」とうそびている。また、この時「耶蘇教を駁撃せられしとて、其謝礼として東西本願寺より、金百円を同日の演士五名に寄贈せられ、別に又当夜の会費として金五拾円を差出されたりと。其受否ハ未だ知所にあらざるなり」（『七一雑報』六月二十四日付）という噂も流れた。実際、前述の矢田績は、岡崎への演説旅行の際、第一等の旅館に泊まり、相当の贅沢をしたと回想しているが、当時東本願寺はかなりの財政難に陥っており、明治会堂等の関係で福沢に払うべき金も払えないほどであったから、この噂を一概に事実とは考え難い。

- (127) 『時事新報』明治十五年三月一日付。

- (128) インガソール著、津田純一・須田辰次郎訳『耶蘇教排撃論』（博聞社、明治十五年）。これに対して「駁耶蘇教排撃論」（『六合雜誌』第二十一号）のキリスト教徒の反論があるが、この反論の半分は福沢批判である。この時期に大流行した排耶書には、藤島了徳（大谷派の僧）『耶蘇教の無道理』第一・二・三編（明治十四年）や、斎藤吾一郎『耶蘇教国害論』（明治十四年）があり、後者は、交詢社員の演説会でも配布された（『開導新聞』八月十七日付）。

- (129) 前掲明治十五年二月十六日付・福沢諭吉・中村道太カ宛書簡。

- (130) 明治十五年五月三十日付・福沢諭吉・中村道太宛書簡（『書簡集』第三卷、二〇八―二〇九頁）。

- (131) 『僧侶論』（『全集』第八卷、三一一―三四頁）。この演説では、余りに激しい僧侶批判からか、聴衆の中の老人が一人卒倒し

たと記録されている（竹村庄八日記抄）『全集』第二十一卷、三三七―三三八頁。

(132) 佐藤能九「福沢諭吉の宗教演説とその反響」〔福沢手帖〕第七号、昭和五十年九月。「僧侶論」に対してはキリスト教側からも反響があり、「福沢先生亦復タ自語相違ス」〔六合雜誌〕第二十二号で批判され、またその批判は「時事新報」ヲ讀ム」〔六合雜誌〕第二十一号で「時事新報」批判に及んでいる。

(133) 「宗教も亦西洋風に従はざるを得ず」〔全集〕第九卷、五二九―五三六頁。

(134) 前掲「埋葬引払控訴補遺」二二七頁。

(135) 前掲六月十七日付・福沢諭吉・小泉信吉／日原昌造宛書簡。

(136) 前掲『福沢諭吉と宣教師たち』三二頁。

(137) 前掲五月十四日付・福沢諭吉・田中不二麿宛書簡。

(138) 同右。

## 【資料】 三河国明大寺村天主教徒自葬事件判決書

ここに紹介するのは、三河国明大寺村天主教徒自葬事件の刑事判決書二通、民事判決書三通の合計五通である。(一)は名古屋裁判所岡崎支庁の刑事判決書で、「正教新報」『郵便報知新聞』の記事からの復元であるが、後の「大審院判決書」に引用された部分についてはこれにより補訂を加えた。(二)は大審院の刑事判決書である。判決文は「大審院刑事判決録・明治十四年二月」三三三頁以下にも掲載されているが、若干の誤字脱字があり判事名が省略されている。ここでは現在最高裁判所が保管する判決原本に拠った。(三)は名古屋裁判所岡崎支庁の民事判決書で、「正教新報」『郵便報知新聞』及び「取調書」中の「探偵書」からの復元である。(四)は東京上等裁判所の民事判決書で、「正教新報」に掲載されたものである。(五)は大審院の民事判決書である。

この判決書は「大審院民事判決録・明治十五年十二月上巻」二八頁以下にも掲載されているが、(一)同様、ここでは最高裁判所保管の判決原本に拠った。

(一) 名古屋裁判所岡崎支庁刑事判決書

愛知県下三河国額田郡岡崎八幡町

百三十三番地士族

若林 軍治

其方儀明治十三年十一月九日亡妻「タミ」ヲ葬送ノ節神官僧侶ニ依ラスシテ天主教略式ヲ以テ擅ニ自葬シ追テ首出スト雖モ真ニ其非ヲ悔ヒ改葬スルノ意ニ非ラサル旨申供スルヲ以テ首免ヲ与ヘス右科違令輕ニ問ヒ懲役三十日ノ贖罪金貳円貳拾五錢申付候事

明治十三年十二月十日

名古屋裁判所岡崎支庁

(二) 大審院刑事判決書

判文

愛知県三河国額田郡岡崎八幡町



士族

若林軍治

明治十三年十二月  
四十九年五ヶ月

右軍治カ明治十三年十二月十日名古屋裁判所岡崎支庁ニ於テ審問ヲ受ケ為シタル口供左ノ如シ

- 一 自分儀是迄御処刑ヲ受タルコト無之候事
- 一 明治十三年十一月八日自分妻「タミ」ナル者病死致シ候事
- 一 然ルニ自分旦那寺ト申スハ岡崎康生町臨濟宗慶雲寺ニ有之候ヘトモ墓地モ無之ニ付若林家ニ於テハ累代同郡明大寺村万徳寺境内ノ墓地ニ埋葬致来リ候ニ付今回モ右万徳寺ヘ朋友黒川深治ナル者ヲ頼ミ埋葬場ノ指揮ヲ請ケサセ候処早速同寺ニ於テ埋葬場ノ指図致シ呉候事
- 一 尤モ旦那寺ハ何レナルヤトノ尋問ニ付前条慶雲寺ナル旨右深治ヨリ万徳寺ヘ相答置候趣ニ有之候事
- 一 然ルニ自分始メ亡妻「タミ」ニ於テモ存生中天主教ヲ信仰致シ居リ候ニ付右慶雲寺等ヘ何等ノ沙汰モ致サス自ラ天主教略式ヲ以テ万徳寺墓地ヘ葬式致シ候事
- 一 右葬式后帰途旦那寺ナル慶雲寺ヘ立寄り金三拾錢読経料トシテ差出シ且ツ天主教略式ヲ以テ葬送セシ旨ヲ通シ置キ以后読経等ノ義可然御依頼申ストノミ申入レ立帰り候事
- 一 右葬式致シタルハ同月九日午后三時頃ニ有之候事
- 一 其后万徳寺使僧ノ由ニテ自宅ヘ罷越シ旦那寺ハ慶雲寺ナル旨承知致シ居タルニ右葬送ノ節僧侶ノ付添ヒモ無之且ツ葬儀等モ未タ見受サル異体ノ葬送ニ付何故前以テ其旨通知セサルヤトノ尋ネニ付天主教略式ヲ

以テ葬リタル旨相答置候事

一 之レ因テ御成規ヲ犯シ擅ニ自葬致シタル段重々不都合ト存シ明治十三年十一月十九日自訴致シタル義ニ有之候事

一 右天主教略式ヲ以テ自葬致シタルニ付尚改葬可致ノ処亡妻「タミ」ニ於テモ曾該宗旨ヲ信仰セシ義ニ付今更改葬ノ儀ハ致シ難ク候事

一 前条自訴致シタルハ只法令ヲ犯シタルヲ恐入タルニ付自訴致シタル迄ニテ前非ヲ悔ミ改葬致ストノ所存ニ無之間改葬ノ義ハ飽迄行届キ難ク候事

一 右ノ外都テ始末書ヲ以テ申上タル通相違無之候事

右ノ口述ニ依リ明治十三年十二月十日名古屋裁判所岡崎支庁ニ於テ左ノ裁判ヲ言渡シタリ

其方儀明治十三年十一月九日亡妻「タミ」ヲ葬送ノ節神官僧侶ニ依ラスシテ天主教略式ヲ以テ擅ニ自葬シ追テ首出スト雖モ真ニ其非ヲ悔ヒ改葬スルノ意ニ非ラサル旨申供スルヲ以テ首免ヲ与ヘス右科違令輕ニ問ヒ懲役三十日ノ贖罪金貳円貳拾五錢申付候事

愛知県九等警部佐藤森久ニ於テハ右ノ裁判ヲ不法ナリトシ司法省ヲ經由シ明治十四年一月十日本院檢事ヨリ送付シタル明治十三年十二月二十日附上告狀ノ旨趣左ノ如シ

本県三河国額田郡岡崎八幡町士族若林軍治ハ明治五年第九十二号公布ニ背キ神官僧侶ニ依ラス天主教ヲ以テ同人妻「タミ」ノ死ヲ自葬セシ旨首出スルヲ以テ雜犯律違令條ニ依リ違令輕ニ問ヒ懲役三十日聽贖スヘキノ処自首スルニ依リ免罪ノ見込ニテ明治十三年十二月六日名古屋裁判所岡崎支庁ヘ公訴及処同行ニ於テ同年

同月十日別紙宣告書ノ通り本罪ヲ科シ首免ヲ与ヘサルハ失当ノ裁判ト考料ス依テ上告スルコト如左

被告ハ前述ノ罪ヲ犯セシ者ニシテ其成規ヲ犯シ擅ニ自葬セシ段重々不都合ト存シ自訴セシ旨ヲ伸供スルニ依レハ被告ハ公布ニ背キタル非ヲ悔悟首出セシモノト云フ可シ然ルニ被告ハ天主教ヲ信仰シ且又亡妻「タミ」ニ於テモ平素該宗旨ヲ信仰セシニ付今更改葬ハ致シ難ク且飽迄改葬ハ不承知ノ旨ヲ伸供スルニ因リ判官以テ悔悟ノ意ナシトシテ之カ首免ヲ与ヘサルハ不当ノ裁判ト考量ス何者被告カ伸供スル所ハ無用ノ伸供ニシテ到底採用許可シ得可ラサル者ナレハナリ然ル所以ノ者ハ該犯違令ノ非ヲ悔悟シ首出スト雖モ素ヨリ該宗旨ヲ信仰シテ為セシコトナルヲ以テ今更改葬スルコトヲ欲セサルハ理ナリト雖モ既ニ違令ノ非ヲ悔悟首出セシトキハ其法令ヲ遵守セサルヲ得可ラサルハ又理ナリ若シ被告カ如キ法令ヲ遵守セサル者アルトキハ官命シテ遵守セシム可キナリ然ラスシテ被告ノ意ヲ遂ケシムルトキハ更ニ公布ノ効力ヲ失シ不可言ノ弊害ヲ醸生ス可シ然リ然ルトキハ假令本罪ヲ科スルト雖モ到底被告ヲシテ其意ヲ遂クルコトヲ得セシム可カラサルモノナリ果シテ然ラハ改葬スルトセサルトハ被告ノ伸供ヲ待ツヘキモノニ非ラスシテ法律ニ依テ与フ可キ首免ハ与ヘ改ム可キ葬儀ハ改メシム可キ者ナレハ被告カ伸供ハ罪ヲ科スルノ情状ニ関涉セサル者ニ非ラスヤ譬ヘハ茲ニ窃盜罪ヲ自首スルモノアリ脏ハ既ニ費用セシヲ以テ償還シ難ク且追後セラル、ハ飽迄不承知ノ旨ヲ伸供スルモ資力アレハ法律ニ依テ追徴セサルヲ得ス追徴シタルトキハ首免ヲ与フ可キ也之レニ反シ該犯償還スト真心伸供スルモ資力ナケレハ償還スル能ハス法律ニ依ルモ追徴シ能ハサルトキハ首免ヲ与ヘサル可シ是レ皆法律ニ依テ行フ可キ者ニシテ本犯ノ伸供ヲ待ツ可キモノニ非ラサルナリ本案ハ乃チ此譬ト同一ノ理ニシテ単ニ本犯ノ伸供ニ因リ首免ヲ与ヘ或ハ与ヘサルモノトスルトキハ大ナル不理ヲ生シ其弊害モ亦大ナル可シ

右ノ理由ナルニ因リ名古屋裁判所岡崎支庁ニ於テ宣告シタル違令輕ニ問ヒ懲役三十日贖ス可ハ当ヲ得タリト雖モ首免ヲ与ヘサルハ失当ノ裁判ト考料スルヲ以テ上告スル如斯

大審院ニ於テ弁明スル事左ノ如シ

弁明

明治五年第九十二号布告ニ近来自葬取行ヒ候者有之哉ニ相聞候処向後不相成候条葬儀ハ神官僧侶ノ内ヘ可相頼候事トアルハ変死病死ノ區別ニ付取締筋ニ關係セシモノナレハ若シ此布告ニ違背セシ者アリタル時変死ニ係ル歟埋葬ノ地処ニ就キ改葬ヲ為サ、ルヘカラサル場合ヲ除クノ外ハ其犯罪ヲ告発セラル、ト自ラ罪過ヲ首出シタルトノ差別ナク更ニ改葬シ葬儀ヲ營マシムヘキ者ニ非ストス今軍治力妻「タミ」ハ病死セシコト判然ニシテ其墓地ハ村内共有墓地ニシテ若林累代ノ墓所ナレハ再ヒ葬儀ヲ為サシムヘキモノニアラサルナリ軍治ハ右ノ布告ニ違背セシ罪ヲ悔ヒテ自首シタレハ名例律自首条ニ依リ免罪スヘキモノトス然ルヲ原裁判所ニ於テハ改葬スルノ意ニ非ル旨申供スルヲ以テ首免ヲ与ヘサリシハ不適當ノ裁判ナリトス

判決

右ノ理由ナルヲ以テ明治十三年十二月十日名古屋裁判所岡崎支庁ニ於テ軍治ニ言渡シタル裁判ヲ平翻スル事左ノ如シ

若林軍治

右ハ前ニ弁明スル如クナルニ因リ雜犯律違令條例ニ違フノ輕キ者ニ擬シ懲役三十日贖ヲ聽スヘキ処自首スルヲ以テ

免罪

明治十四年二月一日

(三) 名古屋裁判所岡崎支庁民事判決書

宣告

判事 青木信寅  
判事 荒木博臣  
判事 川崎強八  
⑩ ⑩ ⑩

愛知県下三河国額田郡明大寺村  
百七十六番屋敷平民山本文蔵外  
五十六名代言人  
同県下同国同郡岡崎裏町拾番屋  
敷寄留平民

原告 石川猪太郎

同県下同国同郡明大寺村百拾七  
番屋敷平民

同 石原与八

同県下同国同郡岡崎八幡町百十

八番屋敷士族若林軍治代人  
同連尺町七十式番屋敷平民

被告 青山 嘉四郎

埋葬引払ノ詞訟審理ヲ遂ル処

原告ニ於テ原告ノ共有墓地内へ明治十三年十一月九日被告ガ無断ニ埋葬シタルノミナラス鈴木利吉女子ノ墓碑ヲ取毀チ及ヒ遺骸ヲモ発掘シタル旨ヲ以テ埋葬ノ引払ヲ求ムルト雖トモ被告ニ於テハ原告カ共有墓地ト称スル万徳寺境内墓所へ累代埋葬致シ来リタル故古来ノ慣行ニ依リ万徳寺ニ報シ今寺ノ指揮ヲ受ケ埋葬シタル儀ニシテ決シテ無断ニ埋葬シタルニ非ス又他人ノ墓地ヲ発掘シタルコトナシト云ヒ其無断ニ埋葬シ及ヒ鈴木利吉女子ノ墓地ヲ発掘シタルトノ原告ノ陳述ハ証明スヘキ証左アルナク而シテ原被告並ニ万徳寺住職本多了順及ヒ関係人等ノ陳述ニ因リ当時ノ事實ヲ推測スルニ抑モ被告ガ天主教ヲ信仰シ為メニ神官僧侶ニ頼ラスシテ自葬シタルヲ以テ其所為ヲ嫌悪シ埋葬ノ引払ヲ求ムルノ原因ニ外ナラスシテ被告カ埋葬シタルハ万徳寺ニ告ケ同寺ノ指揮ヲ受ケ為シタルモノト認ム故ニ原告ニ協議セサル由無断ニ埋葬シ及ヒ鈴木利吉女子ノ墓地ヲ発掘シタル旨ヲ口実トシ埋葬ノ引払ヲ求ムルハ不条理ナリトス依テ判決スル左ノ如シ

原告ニ於テ被告ニ対シ埋葬引払ヲ求ムルノ理由無之候事

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ償却スヘシ

名古屋裁判所

岡崎支庁

明治十四年一月十三日

(四) 東京上等裁判所民事判決書

愛知県下三河国額田郡明大寺村  
百七十六番地平民山本文藏外五  
十五名代言人

原告 初山 頼三郎

同郡岡崎八幡町百十八番地土族  
若林軍治代人同郡岡崎連尺町七  
十二番地平民

被告 青山 嘉四郎

埋葬引払ノ訴訟名古屋裁判所岡崎支庁ノ裁判不服ノ控訴吟味ヲ遂ル処本案ノ争訟ヲ裁判センニハ左ニ掲クル所ノ  
条件ヲ推究審定スルヲ緊要ナリトス

第一本訴原告ガ明大寺村共有墓地ト申立ル地所ハ被告ニ於テ埋葬スルノ権有リヤ否ノ事

第二被告ハ鈴木吉女子ノ墓及ヒ平田緒方ノ両墓ヲ発掘シタリトノ事

第三被告ハ亡妻ノ屍ヲ通路ノ強半ニ掛ケ埋葬セシ上ハ原告ノ請求ニ対シ改葬スヘキ義務有リヤ否ノ事

第一条

原告ニ於テ該墓地ハ万徳寺ノ私有ニシテ其私有主万徳寺ト原告五十六名ト協議ノ上五十名ノ共有ニ帰シタル者ニ  
被告ハ共有者ニ断リナク該墓地ニ埋葬セシハ共有者ニ妨害ヲ与フル者ナルニ付キ埋葬引払ヲ請求スト主張シ被告

ハ該墓地ハ從來使用スルノ權アルニ因リ原告ガ共有ノ手續ノ願ヒヲ為シタルトテ被告ニ於テハ墓地ノ使用權ヲ失ヒシニ非サルニ因リ該墓地ニ埋葬スルノ權アリト主張セリ因テ該墓地ノ請願ニ對シ処分ヲ為セシ愛知県庁ニ照會シ当初ノ処分ヲ聞合セシニ愛知県令國貞廉平カ明治十四年十一月十八日附ヲ以テ回答セシ書回ニ依レハ乙部共有墓地ノ地券ヲ授与セシ際被告カ埋葬スルノ權ヲ有スルヤ否ヤノ分界ハ愛知県庁ニ於テ認メタル者ニ無之事判然タリトス然ル上ハ原告ハ該地ノ地券ヲ原告即チ乙部共有人等ガ受取リタリトテ被告カ從來ノ慣行ニ因リ該地ヲ使用スルノ權ヲ以テ其地ニ埋葬セシ者ヲ引弘ハシム可キ權利ヲ有セザルニ因リ原告ノ申分相立タス

### 第二條

原告ニ於テハ被告カ鈴木利吉女子ノ墓及ヒ平田緒方ノ兩墓ヲ発掘シタリト主張シ被告ハ発掘ノ所為ナシト答弁スレトモ右ハ事實認ムヘキノ証拠ナキヲ以テ原告ノ申分相立タス

### 第三條

原告ハ被告亡妻ノ屍ヲ通路ノ強半ニ掛ケ埋葬セシ上ハ埋葬ノ淺深ニ論ナク改葬ヲ求ムルノ權アリト主張シ被告ハ通路ヲ妨ケサレハ改葬ヲ求ムルノ口実ト為スニ足ラスト答弁セリ因テ原告被告双方ノ情狀ヲ推究スルニ原告ニ在リテハ棺槨ヲ通路直下ノ土中ニ埋葬シアルニ因リ其埋葬ノ淺深ニ論ナク其棺槨ノ上ヲ通行スルニ忍ビス外見上ヨリ論スレハ妨害ナキカ如クナレトモ無形上ノ妨害アリト云者ノ如シ被告ニ在テハ一旦葬儀ヲ終ヘ棺槨ヲ安置セシ上ハ其遺骸ヲ発掘シテ之ヲ他ニ改葬スルノ慘狀ヲ見ルニ忍ビス故ニ他人ノ其地ヲ通行スルニ放任シテ他人ヲ妨害セスト云者ノ如シ因テ原告被告双方カ為スニ忍ビサルノ心情ニ付其深淺ト輕重トヲ推究スルニ地面ヨリ五尺ノ下ニ埋葬シアル棺槨ニシテ其棺槨カ地面ナル路幅ノ強半ニ係ル地ヲ通行スルニ忍ビサルノ心情ト一旦遺骸ヲ埋葬安置セシ者ヲ俄ニ之ヲ発掘シ他ニ改葬スルノ慘狀ヲ見ルニ忍ビサルノ心情トヲ比較セハ通行スルニ忍ビサルノ情ハ



発掘スルニ忍ヒサルノ情ヨリ浅クシテ発掘スルニ忍ヒサルノ情ハ通行スルニ忍ヒサルノ情ヨリ重シトス左スレハ被告ニ於テ他人ノ通行スルニ任放スル以上ハ原告ハ被告チシテ被告カ為スニ忍ヒサルノ発掘ヲ強テ為サシムルノ条理ナシトス況ヤ該通路タルヤ尋常ノ公道或ハ私有地ト異リ埋葬地ノ経路ナレハ為メニ妨害ヲ来ス可キナク又其域内ニ埋葬サシタルモ果シテ人ノ足底ニ触レサルヲ保シ難キニ於テヲヤ故ニ原告ノ申分相立タス結局初審裁判ノ通相心得可キ事

右ノ如クナルヲ以テ訴訟入費ハ原告ヨリ被告ニ対シ償却スヘシ

東京上等裁判所

明治十四年十二月廿七日

判事 石 井 忠 恭  
判事 富 田 禎 二 郎

(五) 大審院民事判決書

判 文

上 告 人

愛知県三河国額田郡明大寺村山

本文蔵外五十五名代言人

東京府神田区淡路町一丁目巻番

地寄留愛知県平民

初 山 頼 三 郎

被 上 告 人

愛知県三河国額田郡岡崎八幡町

百十八番地士族

若林軍治

埋葬地引私一件東京上等裁判所ノ裁判ヲ不当トスル上告ノ要領左ノ如シ

第一本訴第一ノ争点ハ本訴墓地ニ対シ被上告モ共有ノ一部分ナルヤ否ヤナルカ故ニ上告者ハ原裁判所ニ於テ被上告カ共有ノ一部分ニアラサルヲ証センタメ本訴墓地ハ甲第五六七号証ノ如ク万徳寺住僧ノ私有地ナリシヲ甲第一号甲第三号証ヲ以テ上告者ハ被上告者カ共有ノ一部分ニアラサルヲ論シタリシニ被上告者ハ上告者カ所持スル論所ノ地券ハ乙部共有総代トアリテ人員ノ記載ナケレハ乙部ト称スルハ墓地ノ称呼ニシテ該地ニ墓碑ヲ有スル者皆共有ノ一部分ナリト答タリ故ニ上告者ハ甲第十一号乃至第十六号証ヲ掲ケ其ノ然ラサルヲ弁タリ然ルニ上条列挙スル数証ニ一語ノ弁明モナク其共有不共有ニ対シ判決ヲ与ヘラレスシテ却テ判文末項ニ至リ被上告モ共有ノ一部分ナリト云フ初審判決ノ如ク心得ヘシトセラレタルハ不尽不当ノ裁判ナリトノ事

第二原裁判所ニ於テ上告者ハ被上告者カ共有総代ヘ無断埋葬シタルハ後日取締上不都合ヲ生センコトヲ恐レ本訴ニ起タリト論シ被上告者ハ共有総代ノ指揮ヲ受ケサルモ万徳寺住僧ノ指揮ヲ受クルモノナレハ無断埋葬ニハアラスト答ヘ又上告者ハ該住僧カ初審裁判所ニ於テ曾テ指揮ヲ為サ、リシ旨ヲ陳ヘタルヲ以テ視レハ其ノ指揮ヲ受タリト云フハ被上告及ヒ其雇人ノ片言ニシテ信スルニ足ラス又仮令共有者外ナル住僧ノ指揮アルモ其指揮ハ無効ナリト駁シタリ以上共有総代ヘ無断埋葬シタルヤ否万徳寺住僧カ指揮ヲ為タリヤ否且ツ万徳寺住僧ノ指揮ハ無効ナリヤ有効ナリヤハ将来取締上一大要点ナルニ之カ判決ヲ与サルハ不尽ノ裁判ナリトノ事

第三原裁判所ニ於テ上告者ハ本訴墓地タル空地甚タ僅少ナルカ故ニ習慣ニ依リ旧碑アル者ハ其下ヘ埋葬スル

様議定シアルヲ以テ猥リニ新墓ヲ設ルハ後日取締上不都合ナルヲ論タリシニ被上告ハ如此キ習慣アリト雖モ旧碑下ハ埋葬年猶才浅ク且ツ亡妻ノ棺タル通常ヨリ大ニシテ其下ニ埋葬スルヲ得スト答タリ故ニ別紙丈量図及ヒ甲第十号証ヲ提出シ之ヲ駁タルニ是ニ付キ一モ弁明ヲ与ヘス其争点ニ対シ判決ナキハ審理不尽ノ裁判ナリトノ事

第四判文第一条ノ如ク判決セラレタルハ番外一二号愛知県回答ヲ誤解シ且ツ甲第五六七号及ヒ甲第一号全三号証等ヲ審究セラレサルヨリ起リタル不当ノ裁判ナリトノ事

第五判文第二条ニ〔原告ニ於テハ被告カ鈴木吉女子ノ墓云々〕ト判定セラレ別紙甲第二号証ノ附属即チ往古ヨリ万徳寺ニ備アル墓籍別紙丈量絵図及ヒ実地見分ノ請願等ニ対シ弁明ヲ与ヘサルハ不当ノ裁判ナリトノ事

第六判文第三条ノ弁明ハ原告カ上陳ノ主意ニ背反シタル不当ノ裁判ナリ何トナレハ被上告者カ通路ノ強半ヘ係ケ埋葬シタリトハ片言無証ノ申立ニシテ上告者之ヲ駁シタルハ暫ク之ヲ真供ナリト仮定シテ如此キ所為ヲ黙視スレハ其悪弊伝播シ終ニ通路ナキニ至ルモ之ヲ制止スル能ハスシテ後日取締上不都合ヲ生ントノ主旨ニシテ其上ヲ通行スルニ忍サル心情ヨリ出タルニアラス然ルニ原裁判所ハ被上告カ片言遁辭ヲ採リ之ニ付会スルニ原告カ改葬ヲ求ムル主意ハ通行スルニ忍サルノ情ヨリ出タルモノト誤認シ其心情ト被上告カ改葬ニ忍サルノ心情トヲ比較シ判決セラレタルハ不当ノ裁判ナリトノ事

依テ弁明並ニ判決ヲ与フル左ノ如シ

弁明

第一条

上告要領第一項ノ旨趣ヲ審按スルニ原裁判所ハ其判文第一条ニ於テ「該地ノ地券ヲ原告即チ乙部共有人等カ受取云々」トノ判語ヲ掲ケタレハ其共有ト不共有ニ対シ判決ヲ与ヘサリシニ非ルナリ依テ之ヲ不<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>ノ裁判トスルコトヲ得ス

但シ上告者ハ其要領第一項前段ノ申立ニ抵触シテ其末段ニ原裁判所カ其判文第三条ニ「初審裁判ノ通り」ト判決セラレタルハ即チ被上告者モ共有ノ一部分ナリト判決セラレタルモノニシテ蓋シ不当ノ裁判ナリト申立ルカ如シト雖モ初審裁判ニ於テ被上告者ヲ共有ノ一部分ナリト判決シタルニ非ルコトハ其判文ヲ熟読シテ之ヲ了解スヘシ

### 第二条

同要領第二項ノ旨趣ヲ<sub>マ</sub>按<sub>マ</sub>審<sub>マ</sub>スルニ共有総代ヘ無斷埋葬シタルヤ否万徳寺住僧カ指揮ヲ為シタリヤ否且ツ万徳寺住僧ノ指揮ハ無効ナリヤ有効ナルヤ云々ノ申立ハ第四条弁明ニ就キ原裁判ノ不<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>ニ非ルコトヲ理解スヘシ

### 第三条

同要領第三項ノ旨趣ヲ審按スルニ原裁判所ハ既ニ其判文第一条ニ於テ「被告カ從來ノ慣行ニ因リ云々其地ニ埋葬セシ者ヲ引払ハシム可キ權利ヲ有セサルニ因リ云々」ト判決シタレハ随テ上告者ハ改葬セシムルコト權利モ亦之ヲ有セサル者ナルニヨリ其丈量絵図及ヒ甲第十号証等ニ対シテノ判決ハ抑モ不要ナリトス故ニ原裁判所ハ之等ニ対シ判決ヲ与ヘサリシモノニテ審理不<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>ナルニ非ス

### 第四条

同要領第四項ノ旨趣ヲ審按スルニ愛知<sub>行</sub>県<sub>カ</sub>廢<sub>カ</sub>ハ既ニ上告者ニ向テ本訴墓地ノ地券ヲ授与シタレハ上告者ハ即チ該地ノ所有者ナリ故ニ被上告者カ該地ニ埋葬權ヲ得ルト否トハ上告被上告者間ノ約諾ニ依ルモノニシテ素ヨリ該庁ノ

関知スル所ニ非ス然レハ即チ明治十四年十一月十八日附愛知県令国貞廉平カ回答書ハ本訴判決上何ノ影響モナキモノナルニ原裁判所カ之ヲ其判文第一条中ニ掲載シタルハ不穩当ナリト雖モ畢竟該条判決ノ要所ハ「被告カ從來ノ慣行ニ因リ該地ヲ使用スルノ權ヲ以テ云々」又其第三条末段ニ「結局初審裁判ノ通り」(「初審判文」)「被告カ埋葬シタルハ万徳寺ニ告ケ同寺ノ指揮ヲ受ケタルモノト認ム故ニ原告ニ協議セサルトテ無斷ニ埋葬シ云々」口実トシ埋葬ノ引払ヲ求ムルハ不条理ナリトス」トアリ)ト云フニ在ルヲ以テ茲ニ原書類ヲ査閲スルニ上告者カ控訴狀ニ抑モ該墓地タル從前万徳寺私有ノ高地ニシテ云々死亡者ノ埋葬ヲ依頼アル毎ニ之カ区画ヲ定メ該地ヲ貸与ヘ都テ該地ハ同寺ノ支配ニ係リ云々トアリ又上告者カ明治十四年五月二日ノ論弁書ニ本訴ノ起頭迄共有地トナリタルコトヲ知ラサル被告ニシテ云々トアリ又上告者カ明治十四年四月十四日口供ニ初審口供ニ旧來有ル処ノ墓碑ノ下ニ埋葬スル時モ原告人共ニ斷リナク埋葬スル訳ニハ無之トハ旧碑下ニ埋葬スル者アレハ必ス万徳寺ヨリ共有者ニ通知可致答ニ取極置候事トアリ又被上告者カ控訴答書第四条ニ初審庁ニ於テ原告ノ口供中ニ(「右ニ付原告人共ノ外ニモ該地ニ墓碑ノアル者有之候得共原告人方ニハ人名ノ控書無之故被告若林軍治ヲ除クノ外ハ人名ヲ記憶致シ不申候ト」)答ヘ又(「併シ万徳寺ニハ人名ノ扣書等有之候事故取調フレハ判然可致候」)ト答ヘトアリ又其第七条ニ本年一月十日原告ノ口供中ニ(「明治十三年十一月九日云々若林軍治妻死去セシニ付キ同家旧墓碑ノ下ニ埋葬スルノ儀ハ万徳寺住職ヨリ原告ノ中山本文藏方ニ通知有之候」)ト同日(「旧來ノ慣行ニ仍リ死者ノ遺属ヨリ寺ニ申込ムコト故是迄モ総テ寺ヨリ共有者ニ通知ノ有ル次第ニ有之候」)ト原告明言セシ云々トアリ右數項ノ申立ニ拠テ本訴ノ事實ヲ推考スレハ被上告ハ本訴墓地カ上告者ノ共有ニ歸シタルヲ覺ラス從來ノ慣行ニ依リ死者埋葬スルコトヲ万徳寺ニ申込ミ即チ同寺ノ指揮ヲ受ケ現墓地ニ埋葬シタルモノニシテ上告者ハ本訴墓地カ其共有ニ歸タル後モ仍ホ從來慣行ノ如ク該地ノ差配ヲ万徳寺ニ委任シ置キタルモノト認定セサルヲ得ス然シテ初審庁ニ於テ万徳寺

住職代僧カ旧碑下ヲ案内セシマテニテ新ラタナル場所ヘ埋葬ノ指揮ヲナシタルコトナシトノ証言ハ信用スヘカラサルモノトス然レハ即チ被上告者ハ從來ノ慣行ニ因リ正當ニ現葬地使用ノ權ヲ得タル者ナルニ付キ原裁判所ガ「被告<sup>被上告者</sup>カ從來ノ慣行ニ因リ該地ヲ使用スルノ權ヲ以テ其地ニ埋葬セシ者ヲ引弘ハシム可キ權利ヲ有セサルニ因リ云々」又「結局初審裁判之通り」ト判決シタルハ不当ニ非ス

#### 第五條

同要領第五項ノ旨趣ヲ審按スルニ甲第二号証即チ万徳寺ノ墓籍ニハ鈴木利吉女子ト記載アル迄ニテ果シテ其墳墓カ被上告者亡妻ノ現葬地ニ恰當スルヤ否ハ知ルニ由ナシ且ツ上告者ハ明治十四年五月十七日原裁判所ニ於テノ口供ニ鈴木利吉女子ノ墓ヲ發掘シタル点ニ付テ被害者利吉ヨリ告訴セサリシ所以ハ云々現今其形跡ナキヲ以テ証擧乏シキヨリ未タ告訴ハ為サレトモ尙オ証擧ヲ得ルアラハ告訴セシト思考ス云々ト申立タルニ非スヤ然レハ即チ利吉女子墳墓發掘ノ如何ニ付テハ上告者自ラ民事詞訟上証擧ニ乏シト明言スルモノナリ何ントナレハ実地或ハ書面ノ証擧ニ論ナク刑事ノ告訴ニ於テ証擧乏キモノカ民事ノ詞訟ニ証擧乏カラストスルノ理ナケレハナリ又平田緒方ノ兩者ハ本訴ノ關係人ニ非レハ姑ク該兩墓ヲ發掘シタリト仮定スルモ上告者ニ於テ之ヲ以テ本訴埋葬引弘ノ原由トスルコトヲ得ス然リト雖モ今其發掘ノ証擧如何シヲ究ムレハ上告者カ該兩墓發掘云々ノ申立ハ唯口頭ノ陳述ニ止リ其墳墓主タル平田緒方ノ保障書アルニモアラス亦該兩者カ別ニ起訴シタルコトアルニモアラサレハ其証擧ナキノ推測ハ充分ニシテ実地臨檢ハ必要トセサルナリ況ヤ前弁明ノ如ク平田緒方ノ兩墳墓主ハ本訴ノ關係人ニ非ルヤヤ依テ原裁判所カ其判文第二條ノ判決及ヒ実地臨檢ノ請願ヲ採用セサリシハ不当ニ非ス

#### 第六條

同要領第六項ノ旨趣ヲ審按スルニ平田緒方ノ兩墳墓發掘ノ証左ナキハ第五條弁明ノ如クナルヲ以テ被上告カ亡妻

ノ死屍ハ通路ノ強半ハ掛ケ埋葬シタルモノト認定セサルヲ得ス又上告者カ通路ノ強半ハ掛ケ埋葬シタルモノトセ  
ハ倍々以テ改葬ヲ為サシメサル可ラスト申立ル理由ハ要スルニ通行ヲ防碍スト云フニアリ然シテ其通行ヲ防碍ス  
トハ畜ニ有形上ノミノ妨碍ニ止マラスシテ無形上ノ妨碍ニマテ之ヲ及ホシタルハ明治十四年六月二十四日上告者  
カ原裁判所ニ於テノ口供ニ被告ニ於テ亡妻ノ棺ハ五尺程下ニ埋メアルヲ以テ道ノ強半ニ掛ルモ通路ノ妨碍ニハ成  
ラサル旨申立ルト雖モ仮令何程掘下ケアルモ屍ノ埋葬シアル上ヲ通行スル如キ野蠻ノ所業ハ今日ニ於テ為シ得ヘ  
カラサルモノニ付キ若シ道ノ強半ハ掛ルアラハ速ニ改葬アランコトヲ希望スリ<sup>①</sup>ノ申立ニ拠テ判然タリ然レハ即チ  
原裁判所ガ其判文第三条ノ判決ハ上告者カ改葬ヲ求ルノ主意ヲ誤認シタルニ非ス又被上告者カ亡妻ノ死屍ハ通路  
ノ強半ハ掛ケ埋葬シタルモノトノ認定ハ不当ニ非ス

判 決

右弁明ノ如クナルヲ以テ原裁判ヲ破毀スヘキ理由ナキモノトス

大 審 院

主 判 事 安 居 修 蔵 ①

副 判 事 巖 谷 龍 一 ①

副 判 事 増 戸 武 平

書 記 浜 田 常 馬 ①

明治十五年十二月六日

(とくら たけゆき 本塾大学法学部四年)